

【語釋】 國に才ある人多く。才學ある人が多く國に用ひられて野に遺賢なきを云ふ。○敷島の道。「敷島は大和」に係る枕詞であれば「敷島の和歌の道」と云ふべきを略して斯くいふ。○棘の下。草木の入り亂れて茂れる所を「おどろ」と云ふ。荆棘、榛莽などの漢語に當る。○人の口にある。人口に膾炙せるをいふ。

後鳥羽院の讓位

建久九年正月、第一の御子土御門院四つになり給ふに、御位讓り申させ給ひて、下りる給ふ位に坐オムします事、十五年なりき。今日明日、二十ばかりの御齡にて、いと、まだしかるべき御事なれども、よろづ、所せき御有様よりは、なかく、安らかに、御幸など御心の儘ならむ（思サレケル）にや。世を知ろしめす事は、今も變らねば、いと、めでたし。

【通釋】 建久九年、四歳に成られたる第一子土御門院に御讓位なされて、御退隱なされました。在位十五年であります。後鳥羽院は昨今漸く二十歳ばかりに成つ

たのみの弱齡なれば、御退隱には、尙早かるべき御事では有れども、天皇の位に在りて、萬事に究屈なる御有様に暮すよりは、退隱して氣樂に暮す方が、却て安らかで有つて、御幸なども御心の儘に出来るから、却て善いと思し召されたもので有らうかと存じます。御退隱とは云ひながら、世を治めなさる事は、御退隱後と雖も、御在位中と變りませぬ事ゆゑ、目出たい事であります。

【語釋】 今日明日。昨今、近日など云ふに同じ。○まだしかるべき御事。まだ早すぎる事。○よろづ所せき御有様。萬事につけて所狭く究屈なる御有様。天皇の位に在りては、禁中の儀式、行幸、其の他、何事をも嚴肅にせらるゝゆゑ、其の事が究屈に感せられるのである。

後鳥羽院の水無瀬殿造營

（後鳥羽院）鳥羽殿、白河殿なども、修理せさせ給ひて、常に渡り住ませ給へど、猶又、水無瀬といふ所に、えも云はず面白き院造して、數通ひおはしましつゝ、春秋の花紅葉につけても、御心ゆく限り、世を響かして、遊をのみぞし給ふ。所がらも、遙々と川に臨める眺望、

いと面白くなむ。元久の頃、詩に歌を合せられしにも、とりわきてこそは、

見渡せば山もと霞む水無瀬川

夕は秋と、なに思ひけむ

【通釋】 後鳥羽院は御退隱後、鳥羽殿を修葺させ、白河殿を修葺させて、常に、それ等の御殿に渡り住まれましたが、尙、其の上に水無瀬と云ふ所に、名狀し難き面白き御殿を造らせられました。數々其處へも御渡りになり、春の花、秋の紅葉を觀るにも、御心の御満足なざる限り、世人を驚かす程の盛遊を極められました。此の水無瀬は所がらも、遙々と川に臨んで、眺望が最も面白く御坐います。元久年間に此の水無瀬の御殿にて、詩歌合を行はれました時の詩歌が澤山傳はつて居りますが、次の御製は又格段のものであります。

(歌の意) 水無瀬川の殿上より見渡せば、山の麓の霞める春の夕暮の景色は、何とも云はれぬ趣がある。夕暮の景色は秋に限るものと、これまでは思つてゐたが、これは誤りであつた。なせに、こんな思ひ違ひを致してゐたらう。

【語釋】 鳥羽殿、白河殿、水無瀬。何れも山城に在る。○世を響かし。世人を驚か

す。○詩に歌を合せ。題に應じて詩を作らる。これに合せて和歌を作らる。其の技の優劣を競ふを詩歌合と云ふ。○見渡せば云々。これは水郷春望と云ふ題で詠まれた御製である。歌の意は、春の夕暮の景色は善いものである。夕暮の景色は秋に限るものではないと云ふ事である。元久詩歌合を見ると此處の詩歌は次の如くに記してある。

水郷春望

三十七番

左

親經

湖南湖北山千里

潮去潮來浪幾重

右

御製

みわたせは山本かすむ水無瀬河夕は秋となに思ひけむ

萱葺の廊、渡殿など、遙々と、艶に、をかしうせさせ給へり。御前の山より瀧落されたる石の佇、苔深き山木に、枝さし交したる庭の小松も、げにく、千世を籠めたる霞の洞なり。前栽繕はせ給へる

頃、人々あまた召して御遊などありける後、定家の中納言、いまだ下藤なりける時に奉られける。

在り經けむ元の千年に古りもせで

我が君ちぎる峰の若松

君が代に堰き入るゝ庭を行く水の

岩こすかずは千世も見えけり

【通釋】 萱葺の廊下などを、長々と美しく面白く拵へさせられました。御庭前の山より瀧を落されたる邊アタリの石の配置の工合と云ひ、苔深き山木に、枝を差し交したる庭の小松の風情と云ひ、實に千歳も經ぬべき仙洞御所と見えます。庭前の植込に御手入なされた頃、數多の人々を召して御遊を成さつた事がありました。御遊の後に、中納言定家卿が當時なほ位卑くして次の歌を奉りました。

（歌の意） 惟喬親王コレタカ以來、今日まで經來りたる千年の星霜にも、舊くなりもせずして、此の水無瀬の御所の峰の若松は、我が君の爲に、更に千年の契を結びます。誠に目出たい事であります。

我が君の聖世に當り、水無瀬の御所内に堰き入れたる水が、御庭内を流れ行きて、岩石に突き當り、無數の飛沫を立てゝ居ります。此の幾千の飛沫の數に依て、將來千年も經給ふべき事が、著く見えます。誠に目出たい。

【語釋】 廊渡殿。甲の殿舎より乙の殿舎へ渡り行く爲に設けたる細長の建物を廊といひ、又、渡殿、細殿など云ふ。○石のたゝすまひ。石の佇立したる配置の工合を云ふ。○霞の洞。霞の洞は、仙人の住む所であれば、法皇を仙人に見立てゝ、其の御所を霞の洞と云ふ。法皇上皇の御所を仙洞御所と云ふは、之が爲である。○在り經けむ云々。水無瀬の御所は、昔、惟喬親王の宮の有りし所である。惟喬親王以來數百年を經たれば、在り經けむ元の千年に古りもせでと云うたのである。斯る多くの年所を經たるに拘はらず、之が爲に舊くなり廢れずして、峯の若松は更に我が君の爲に千歳を契つて、滴るが如き綠色を呈してゐて、いかにも目出たいと云ふ意。○行く水の岩こすかず云々。流れ行く水が、岩を越すに當りて、衝突して幾千百の飛沫を立てゝゐる。其の飛沫の數の無數なることに依て、將來千年も經給ふべき事が、明に見えて目出たいと云ふ意。

土御門院の即位

今の御門(門土御)の御諱は爲仁と申しき。御母は能圓法印といふ人の女(子在)。(在子)宰相の君とて(後鳥羽院)に仕うまつれる程に、此の御門生れさせ給ひて後には内大臣(通親)の御子になり給ひて末には承明門院と聞えき。(在子)かの大(親通)臣の北方の腹にて坐しければ(通親ハ在子ニ對シテ)固より後の親なるに御幸(サイハヒ)さへ引き出で給ひしかば、實(マコト)の御女に變らず。此の御門(門土御)も、やがて彼の殿(親通)にぞ養ひ奉らせ給ひける。

【通釋】 今回御即位に成つた土御門院の御名は爲仁と申されまして、御母は能圓法印の息女(アコ)在子であります。在子は宰相の君と申して後鳥羽院に奉仕してゐた時に、土御門院が生まれまして、末には承明門院と申されました。(平家一族の西走と共に能圓も西奔しましたので、跡に残された在子は、内大臣通親卿の養女と成りましたるに、在子の母は、何時しか通親卿と睦み合ひて其の北の方と成りました。)されば在子は通親卿の北の方の連(ツレ)子に當りますので、通親卿は在子に對して繼父に當ります。在子が後鳥羽院の寵を得て土御門院を生み、一門の幸福を引き出し、したので、在子を受すること實の女に變りませぬ。依りて土御門院も通親卿の御邸内にて養ひ奉らせました。

【語釋】 今の御門。今回の天皇と云ふことである(現今の天皇では無い)。○後には内大臣の御子になり給ひて。何れの本にも、此の通りになつてゐるが、これは傍註などが本文に混入したもので有らうと思ふ。此の本文に依れば、在子は土御門院を生みて後に通親の養女となつたやうに聞えるが、事實は通親の養女となり、後鳥羽院に奉仕して土御門院を生んだのである。能圓は平家の一族と共に西海に走つて、跡に妻子を残しておいた。能圓の女なる在子は通親卿の養女となり。在子の母は通親卿の妻となりましたので、通親卿より在子を見れば、妻の連(ツレ)子に當ります。

かくて建久九年三月三日御即位、十月廿七日に御禊(カウシ)、十一月廿二日は例の大嘗會なり。元久二年正月三日御冠(カウツ)し給ひて、いと、なまめかしく、美しげにぞ坐(オハ)します。御本性も父御門よりは少しぬる

く坐ましましけれど、御情ナサケふかう、物のあはれなど、聞し召し過ぐさずぞありける。

【通釋】 かくて建久三年三月三日御即位、十月二十七日に禊ミソギの式を擧げ、十一月二十日に大嘗會を行はれました。元久二年正月三日御元服御加冠なされまして、いと上品に、奇麗なる御姿になられました。土御門院の御性質は、父帝よりも少々鈍く御坐まいました。が、情深い御性質にて、物の哀アハレなどをば、お聞き棄てになさると云ふ事は無く、必ず憐みを垂れられました。

新古今集の勅撰と歴代の勅撰集

今の攝政は院後鳥羽院の御時の關白基通の大臣、其の後は後京極殿ノチノキヤウゴクド良經良と聞え給ひし入がいと久しく坐ましき。此の大臣良經は、いみじき歌の聖ヒシにて、院のうへ、同じ御心に、和歌の道をぞ申し行はせ給ひける。文治の頃千載集ありしかど、院いまだ、きびはに坐ましましふかばにや、御製も見えざめるを、當代位の御程に、又集めさせ給

ふ。

【通釋】 今回の攝政には後鳥羽院御在位の時の關白基通卿が任せられました。其の後は後京極良經卿と申された人が、長い間、在任せられました。此の良經卿は、えらい歌の名人にて、後鳥羽院陛下も、同じやうに歌の名人で御坐まいましたので、同じく和歌の道に御心を注がれました。文治年間に千載和歌集の勅撰が有りましたが、當時後鳥羽院は尚御幼稚であらせられし故にや、御製の歌も見えぬ様であります。が、今回の土御門院御在位の時に、又、和歌を集められました。之が即ち新古今集であります。

【語釋】 攝政關白。攝政は天子を輔佐し、天子に代りて政治を行ふ重職で、幼帝又は女帝の時などに置く。關白も天子を輔佐する重職であるが、天子に代りて政治を行ふのでは無い。大小の事、一切その人を経て奏請する故に、萬機アツカに關り白アすの義を以て關白といふ。○院のうへ。上は敬稱。○きびはに。幼稚に。

土御門の内親の大臣通の二郎君右衛門督通具と云ふ人を始めて、有家の三位、定家の中將、家隆、雅經などに宣はせて、昔より今ま

での歌を博く集めらる。各奉れる歌を院の御前にて、自ら研まき調へさせ給ふさまいと珍しく面白し。此の時も先に聞えつる攝政（良）殿（經）とり持ちて、行はせ給ふ。

【通釋】 土御門内大臣通親の二男右衛門督通具を始とし、三位有家、中將定家、家隆雅經等に仰付けて、昔より今日に至るまでの歌を博く集められます。此の人々等が各、えらび出して奉つた歌を、後鳥羽院が、御親ら研き調へて精選なさる様は誠に珍らしくして面白い。此の時にも、先に申した攝政良經卿が、其の事を取り持ちて行はせられました。

大かた古、奈良の御門の御代に、始て左大臣橘の朝臣（諸）勅を承て、萬葉集を撰びしより（コノ）以來（カタ）、延喜の聖（ヒジリ）の御時の古今集、友則、貫之、躬恒、忠岑（等、承ル）、天曆の畏（カシコ）かりし御代にも一條攝政（伊）いまだ藏人の少將など聞えける頃、和歌所の別當とかやにて、梨壺の五人に仰せられて、後撰集は集められけるとぞ。僻聞（ヒガ）にやは侍らむ。

【通釋】 思ふに昔奈良朝の御代に、始めて左大臣橘諸兄が、勅命を奉じて萬葉和歌集を編纂してより以來、幾多の勅撰集が出来ました。延喜の聖帝（醍醐帝）の御代に出来た古今和歌集は友則、貫之、躬恒、忠岑等が勅命を奉じて編纂したのである。天曆の勿體なき御代（村上帝の朝）にも一の勅撰集が出来たが、一條攝政伊尹卿が、當事尙藏人の少將で有つた時に、和歌所の別當（長官）とかに成つて、梨壺の五人に仰せつけて後撰和歌を集められたので有ると云ふ事であるが、これは聞き誤りで御坐らう。

【語釋】 奈良の御門。廣く奈良朝時代を指す。○萬葉集。これは勅撰集では無い。橘諸兄が編輯し始めて、中途にて棄ておきしを、大伴家持（ヤカモチ）が私に之を補ふたもので有らうと云ふ事である。其の出来た時代にも異説が有るが、榮華物語に孝謙天皇の天平勝寶五年とあるのを、通説と見て善からう。

其の後、拾遺集は、花山の法皇の自ら撰ばせ給へるとぞ。白河院位の御時は、後拾遺集、通俊治部卿うけたまはる。崇徳院の詞花集は、顯輔三位えらぶ。又白河の院下り（オ）ゐさせ給ひて後、金葉集、重ねて

俊頼の朝臣に仰せて撰ばせ給ひしこそ、初め、奏したりけるに、輔仁の親王の御名乗ナリを書きたる（せ）わろしとて返され、又奉れるも、何事とかや有りて、三度奏して後こそ、をさまりにけれ。かやうの例タメシも自らの事なり。おしなべて、撰者のまゝにて侍るなれど、こたみは院のうへ、自ら和歌の浦におり立ち漁アサらせ給へば、誠に心異コトなるべし。

【通釋】 其の後、拾遺和歌集は、花山法皇が御自身に編纂せられたと云ふ事（有る）。白河院御在位の時には、後拾遺和歌集は、治部卿通俊が勅命を奉じて編纂した。崇徳院の時の詞花和歌集は、三位顯輔卿が編纂した。又、白河院御退位の後に、金葉和歌集は、俊頼朝臣に再び仰せつけて選ばせられたと云ふ事（有る）。此の和歌集が出来て、それを差上げましたるに、輔仁親王の御名を書いたが、悪いとて返され、又次に訂正して差上げた時にも、何事か御意に叶はぬ事が有つて、訂正を命せられ、三回目に差上げたのが御手許に納つたのであります。かやうに幾回も訂正を命ぜられると云ふ事は、此の時偶然に起つたので、こんな事は常に起る事では無い。

概して撰者の思ふ儘に編纂して、それが勅撰集となるので有りますが、今回は院陛下が御自身と和歌の浦におり立ち、和歌を漁り取られたので有ります。ゆゑ、外の勅撰集とは、其の心が異なるで有りませう。

千五百番歌合と宮内卿の君

此の撰集より先に、千五百番の歌合ウタアハセさせ給ひしにも、勝れたる限りを撰ばせ給ひて、其の道の聖ヒコシたち判じけるに、やがて院も加はらせ給ひながら、なほ此の列ナミには立ち及び難しと、卑下ヒゲせさせ給ひて、判の詞は記されず。御歌にて、優り劣れる志ばかりを顯し給へり。なか／＼いと艶に侍りけり。

【通釋】 此の新古今和歌集の撰集より先に、千五百番の歌合といふ歌會を行はれし時にも、勝れたる歌を限りて撰ばせられて、歌道の名人たちが優劣を判じて居りましたるに、やがて後鳥羽院も、其の判者の列に加はられました。が、至尊の身に有りながら、尙、朕は此の歌聖たちの列には及び難いと御謙遜なさつて、判辭は記されないで、御歌にて優劣の御心を顯されました。これが却て奥床しく美しい事（有る）。

ります。

【語釋】 千。五。百。番。の。歌。合。和歌二つを番へて一番とするのであれば千五百番の歌合には三千首の和歌を要するのである。○此の列。歌聖等の列。○判の詞。其の歌を優と判じ劣と定めたる譯を記す言葉書きをいふ。

上の、其の道を得給へれば、下も自ら時を知る習ひにや。男も女も此の御代に當りて、善き歌讀み、多く聞え侍りし中に、宮内卿の君と云ひしは、村上の御門の御後に、俊房の左の大臣と聞えし人の御末なれば、早うは貴人なれど、司淺くて、打續き四位ばかりにて、うせにし人の子なり。まだいと若き齡にて、際涯も無く深き心ばへをのみ詠みしこそ、いとあり難く侍りけれ。

【通釋】 上なる朝廷が其の道を得て正しく政治を行へば、下なる人民に於ても自ら時を知りて農桑の時を誤らぬと云ふ譬の如く、下は凡て上に化せられる習と見えまして、男も女も、此の御代には立派の歌人が澤山に出来ました。其の中にも宮内卿ノ君と云ふ女子は特に勝れた歌人でありました。此の女子は村上帝の後裔なる左大臣俊房卿の後裔なれば、昔は顯貴の家柄で有りましたが、其の後は官卑くして、相續いて四位程の卑き位にて歿した人の女で有ります。まだ若い年齢にて有りながら、際涯も見えぬ程の深遠の意を、和歌に詠出したと云ふのは、誠に珍らしい事であります。

【語釋】 上。の。其。の。道。時を知る。これは引用句で有らうが、今出所は分らぬ。引用の意義は通釋に述べた通りである。○そこひも無く。限りも無く。○心ばへ。心の趣。

此の千五百番の歌合の時、院のうへ（宮内卿ノ君ニ宣ふやう）こたみは、皆、世に許りたる古き道のものどもなり。宮内卿は、まだしかるべけれども、けしうはあらずと見ゆめればなむ（此ノ列ニ加コ）構へて鷹がおもて起すばかり善き歌仕うまつれと仰せらるゝに、面うち赤めて、涙ぐみて候ひけるけしき、限りなき、すきの程もあはれにぞ見えける。

【通釋】 此の千五百番の歌合を行ふ時に、後鳥羽院は宮内卿ノ君に向ひ、今回列席の

歌人は、何れも歌人として一世に許されたる老成の者どもで有る。然るに宮内卿は年も若ければ、まだ此の列に加へるには早いやうでは有るが、さりとて此の列に加へても悪くは無いと見ゆるに依て、此の列に加へて遣はず。就ては深く注意して、朕の面目を施す程の善い歌を詠むが善いと仰せられました。宮内卿、君が院の仰を聞いて感激し、顔を赤くし涙ぐみてゐたる様子は、限り無き歌道熱心の程も顯はれて天晴と見えしました。

【語釋】 まだしかるべけれども。まだ早かるべけれども。○けしうはあらず。悪くは有らずと云ふ事で、歌合の列に加へても差支ないと云ふ意。○構へて。心に待ち設け用心して。○まろ。自稱の代名詞。○おもて起す。面目をあげる。○あはれにぞ見えける。天晴のものと見えた。

さて其の御百首の歌、何れも、とりぐなる中に、

薄く濃き野邊の緑の若草に

跡まで見ゆる雪のむらぎえ

草の緑の濃き薄き色にて、去年の古雪の遅く疾く消えける程を、推し測りたる心は、へなど、またしからむ人は、いと思ひ寄る難くや。此の人、年つもるまで在らましかば、實に、いかばかり、目に見えぬ鬼神をも動かしましに、若くて、うせにし、いと、いとほしく、あたらしくなむ。

【通釋】 さて宮内卿君が此の時に詠んだ百首の歌は、何れも、銘々に善い所が有りますが、其の中にも、次の歌は特別に目立つてをります。

(歌の意) 野邊の若草の緑色が斑にして或は薄くあり或は濃くあるに依て、雪が同時に消えずして、疎らに消えた跡までが見える。

草の緑の濃きと薄きとに依て、去年の雪が、或は遅く消え、或は疾く消えた事までを推測したる心の趣などは、初心の人の思ひも寄らぬ事でも有りませう。此の人が年積るまで在りたらんには、どんなに名人となつて、目に見えざる鬼神を驚かす程の名歌を詠んだで有らうに、若くて歿したるは、誠に氣の毒で、惜しい事でもあります。

【語釋】 御百首の歌。此の歌合の時には、後鳥羽院を初め、後京極攝政以下男女二十の歌人をして各、百首の歌を奉らせたのである。故に百首の歌と云ふ。○とり

どりなる中に。「とりく」は銘々、それくと云ふ事。「とりく」に勝れたる中になど書くべきを略して書いたのである。○まだしからむ人。未だ其の道に達せざる人、即ち初心のものを云ふ。○目に見えぬ鬼神をも動かし。古今集序に「力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神をも、あはれと思はせ、男女の中をも和げ、猛き武夫の心をも慰むるは歌なり」とあるを引用して名歌を詠んで鬼神を驚かしたで有らうと云ふ意に用ひた。○いとほしく。氣の毒。○あたらしくなむ。「惜しくなむ」と書く。惜い事であると云ふ事。

新古今集の竟宴

かくて、此の度、撰ばれたるをば、新古今といふなり。元久二年三月廿六日、^{キヤウエン}竟宴といふ事、春日殿にて行はせ給ふ。いみじき世のひゞきなり。かの延喜の昔、思しよそへられて、院の御製、

いそのかみ、古きを今に並べこし

昔の跡を、またも尋ねつゝ

攝政殿 大長經

拾ひし玉は研かれにけり

つぎく、ずんながるめりしかど、さのみは、うるさくてなむ。 (下巻)

【通釋】

かくて此の度、編纂せられたる歌集をば、新古今和歌集と申します。いよいよ

よ此の歌集が出来たに就きて、元久二年三月二十六日に、それを祝する ^{キヨウエン} 竟宴を春日御殿にて行はれました。大層なる世間の騒ぎであります。かの延喜の昔に、古今和歌集を選ばれし事を思し召し寄せられました。後鳥羽院は次の御製を詠まれた。

(歌の意) 古き歌を選びて、今の歌に並べて、和歌集と云ふものを、延喜以來代々、編纂し來つた事で有るが、今回も昔の跡を尋ね、たどりて新古今集を選んだ。

攝政良經卿は次の歌を詠まれた。

(歌の意) 大和言葉の海の中より、選びに選びて拾ひ上げた玉は、研かれて輝く如く、多くの歌の中より選び出して調へられた歌は、斯く一部の書として世に示される。

尚、多くの歌を順々に擧ぐべきなれども、さうするのは、煩しければ省いておきます。

【語釋】 竟宴。歌集の編纂竟りたる祝宴。○思しよそへ。「よそへ」は「寄せ」の延音である。○いそのかみ。「ふる」へ係る枕詞。○すんながる。順流ズシナガルと書く。もと酒杯を上位より下位に順々に下げる事を云ふのである。今、それを用ひて、此の外の歌も順々に擧ぐべきなれども煩しければ省いたと云ふのである。

○第二、新島守

平氏の興亡

猛き武夫の起りを尋ねれば、古田村など云ひけむ將軍どもの事は、耳遠ければ、さし置きぬ。そのかみより今まで、源平の二流フタナガレぞ、時により折に従ひて、大やけの御守マモリとはなりにける。桓武天皇と聞えし御門をば柏原の帝とも申しけり。其の御子に式部卿の御子と聞えしより五代の末に、平將軍貞盛といふ人、維盛維時とて二人の子をもたりけり。間マ近く榮えし西八條の清盛のおとゞは、かの太郎維衡より六代の末也マき。其の一つ門滅びしかば、此の頃は僅レに有るか無きかに、さまよふめる。さてかの維時が名殘は、只管に民となりて、平四郎時政といふ者のみぞ、伊豆の國北條の郡とかやにあめる。それも維時には六代の末なるべし。

【語釋】 新島守。後鳥羽法皇が隱岐にて詠まれたる「われこそは、新島もりよ隱岐の海の葦き波風心して吹け」と云ふ御歌が此の篇に載せてあるに依て名づけられた。此の歌の解は下に掲げる。○田村。坂上田村麿を云ふ。田村麿は刈田麿の子にして桓武天皇の時、征夷大將軍となつて東夷を平げた人である。○大やけ。朝廷を云ふ。○式部卿の御子。式部卿親王にて式部卿葛原親王を云ふ。○維衡。維時。貞盛には維衡、維將の二子があつて、維將の子に維時といふがある。本書に維時を貞盛の次男としたのは誤つてゐる。○西八條。これは清盛の邸宅の在る處である。故に清盛を西八條の大臣と云ふ。○さまよふめる。流離してゐる様子に見える。○維時が名殘。維時の子孫と云ふに同じ。「名殘」とは物事の過ぎ去りたる跡に、其の氣の残つてゐる事をいふ語であるが、今それを轉じて子孫のことに用ひた。○あめる。有る様子に見える。

源賴朝の崛起

又源氏武者といふも、清和の御門、或は宇多の院などの御後どもなり。二條の院の御時、平治の亂に、伊豆の國蛭が小島へ流されし兵衛の佐賴朝は清和の御門より八代の流に六條の判官爲義といひし者の孫なり。左馬頭義朝が三郎になむありける。

【語釋】 源氏武者云々。清和天皇の皇子貞純親王の子に經基王といふがある。

經基王が源姓を賜りて臣下に列し、其の子孫が武臣となつた。これが清和源氏である。又、宇多天皇の皇子敦實親王の子に雅信と云ふ者がゐる。雅信が源姓を賜りて臣下に列し、其の子孫が武臣となつた。これが宇多源氏である。佐々木高綱などは此の宇多源氏の分派である。○平治の亂。二條天皇の平治元年に藤原信賴、源義朝が反したので平清盛に命じて之を誅戮し、義朝の第三子賴朝を伊豆の蛭が島へ流した。これが平治の亂である。

西八條の入道大臣、やうく、榮花衰へむとて後白川院を惱まし

人々は、壽永の秋の木枯に散り果て、遂にわたつ海の底の藻屑

と沈みにし後、賴朝いよく、權を施して、更に君の御後見を仕うまつる。

【通釋】

西八條の入道清盛は、一たび榮花を極めたが、其の榮花の衰へ傾かむが爲に、後白川法皇を惱まし奉りたれば、後白川法皇も御心配なされ、賴朝を召して、何事か仰せ付けられた。そこで賴朝は命を奉じて軍を起したるに、平家の滅ぶべき時節が到來したものと見えて、平家の人々は壽永元年の秋風吹きすさむ頃に、秋風に吹き捲られたる木の葉の如くに逐ひ散されて、遂に海底に没して藻屑となつてしまふた。平氏滅亡の後、賴朝いよく、權を張りて、朝廷の御後見を仕ります。

【語釋】 衰へむとて。平氏の榮花は言ふ迄も無く朝廷の御恩に因るのである。

然るに今、後白川法皇を幽し奉りたるは、忘恩背徳の甚しきもので、神罰を蒙らずには濟まぬ筈。故に法皇を惱ましたのは、榮花の衰へむ事を求めたのも同然である。と云ふ意を以て、衰へむとてと云ふ。○後白川法皇を惱まし。法皇の近臣藤原の

成親等が平氏の専横を憎みて、之を滅さうと謀つた。其の事が顯れて成親等は清盛に殺され、法皇は幽閉の厄に遭うたのである。○木枯。秋風立てば木の葉が枯れて落ちる。故に秋風を木枯といふ。○權を施し。權威を布き施して權威の隈なく行き渡るを云ふ。

(頼朝へ) 相模の國鎌倉の里といふ所に居りながら、世をば掌ウナゴコロの中に思ひき。皆人知り給へる事なれば、今更に申すも、なかくなれど

(事實ノ顛末ヲ明ニスル爲ニ斯クハ申スナリ) 院の上、位に即かせ給ひし初より、世のかためとなりて、文治元年四月、二の階ハシを昇りしも、八島の

内の大臣オトドを生捕イケドの賞と聞ゆ。

【語釋】 掌ウナの中に思ひき。掌中のものと思つた(我が思ふ如くなる意)。○なかなくなれど。却て煩しけれど。○院の上。後鳥羽院。○二の階。二位といふこと。文治元年、頼朝の從二位に叙せられたるをいふ。○八島の内の大臣。内大臣平宗盛。

頼朝の上京

建久の初めつ方、都に上る。其の勢の嚴めしき事、いへばさらなり。道すがら、遊びものども參る。遠江國橋本の宿に着きたるに、例の遊女ウメメおほく、えもいはず、さうぞきて參れり。頼朝うちほゝるみて、

橋本の君に何をか渡すべき

といへば、梶原平三景時といふ武士、取りあへず、

たゞソノ 杉山ヤサのくれで有らばや

いと、あいだて無しや。馬鞍ウマカサ、紺括物コンクワツモノなど運び出でて引けば(遊女等ノ) 喜びさわぐ事限りなし。

【通釋】 建久元年、頼朝が上京した。其の行列の嚴めしき事は、今更云ふに及ばぬ。

其の道々にて遊女どもが御機嫌伺ひに參りましたが、遠江の橋本の宿に着したる時に、例の遊女等が、名狀し難き程、美しく著飾キカサりて參りました。頼朝微笑して、橋本の遊君等に纏頭シウギとして何を渡さうかと云へば、梶原景時、取りあへず

杉山には樽ツケが有るが、今は、くれで(呉れずして) 有りたもので御坐る

と答へた。之を見ると、君臣の間に間隔と云ふもの無くして、宛も兄弟朋友などの如くで有りましたらうと思はれますよ。頼朝、悦に入りて馬鞍や紺色の絞染シボリゾメなどを出して纏頭として渡したれば、遊女等の喜び騒ぐ事は、實に非常で有りました。

【語釋】 さうぞきて。装束サウゾクと云ふ名詞を動詞に轉用して「さうぞき」と云ふ。装束を着け、美しく飾り立て、と云ふ事。○何をか渡すべき。何物を與ふべきか。渡すは「橋」の縁語である。○柚山のくれで有らばや。柚山は樹木を切り出す山を云ふので有るが、此處では「くれ」と云はむ爲に「柚山の」と云うたのである。「くれ」は木材を意味せる「樽」と、給與を意味せる「呉」とを引き掛けて云ふ。即ち「樽で有りた」と「呉れで有りた」と「呉れずして有りた」とを引き掛けなのである。○あいだて無しや。「あいだて」は間隔。「や」は歎辭。○紺括物。紺色に絞染としたる布。○引けは。引出物として渡す、即ち纏頭として授與する。

其の年の十一月九日、權大納言になされて、右近大將ウチノチノシヤウを兼ねたり。十二月シノハツの朔日頃、喜び申して、同じき四日、やがて、つかさをば返し奉る。此の時ぞ諸國の總追捕使ソウツクブシといふ事、承りて、地頭職に我が家のの、つはものどもを、なし集めけり。此の日本國の衰ふる始めは、これよりなるべし。

【通釋】 其の年(建久元年)十一月九日、頼朝は權大納言に任せられて右近衛の大將を兼ねました。十二月一日拜賀のため參内して、四日に、やがて權大納言、右近衛大將の兩職を辭して返し奉りました。此の時、頼朝は諸國の總追捕使といふ役目を授けられて、各地の地頭職には幕府の武夫どもを任用いたしました。此の日本國の王政の衰へた最初は、これからで有りませう。

【語釋】 喜び申して。叙位任官の御禮を申上げることといふ。○總追捕使。總追捕使は、總追捕使に同じ。國毎に置いて不良の徒を追捕する役を追捕使と云ひ追捕使を總轄するを總追捕使といふ。○地頭職。諸國の莊園(私領地)を支配せしむる爲に置いた役人。

さて東アツマに歸り下るころ、上下いろくの幣ヌサ、多かりしなかに、年頃も祈りなどし給ひにし吉水僧正、かの長歌の座主のたまひ遣はしける。

あづまぢの方に勿來ナカラの關の名は

君を都に住めとなりけり

御かへし、頼朝、

都には君にあふさか近ければ

勿來の關は遠きとを知れ

其後も、また上りて東大寺の供養にまうでたりき。

【通釋】

それより頼朝は東に歸りましたが、其の歸る時に、上下貴賤の者より數多

の餞別品を送られたが、其の送られたもの、中に、吉水僧正からは、別ワカレを惜みて次の

歌を詠んで送つて參りました。此の吉水僧正は、頼朝の鎌倉に在りし頃より、頼朝

の爲に何くれと祈禱をした人で、かの長歌を詠んだ天台座主であります。

(歌の意)

東路アヅマの方には勿來の關と云ふ名所が有つて、勿來の關とは、來ること勿

れとて暖きとめる意味であります。即ち此の地名は、君をば都に住めよ、東に來

る勿れとて御歸東を遮る意味で有りますれば、緩々と都に御逗留なさりませ。

頼朝の返歌、

(歌の意)

都には逢阪と云ふ關に近い所にあるが、これは君に再び逢ふ機會が近

い中に在ると云ふ意であれば、一先づ歸りませう。勿來の關と云ふ遠方の地名

の爲に都に留まるべきに非ずと御承知を願ひます。

其の後も頼朝は、また上京して、東大寺の供養に參詣いたしました。

【語釋】

幣。餞別品を云ふ。古、旅行する者は、絹布などを細く切りて携へ行き、峠

などにて道の神に奉つたものである。故に旅行する者には絹布などを贈り物と

致したので、それが即ち幣である。後には、旅行する者に贈る餞別品を、凡て幣とい

ふ。○吉水僧正。天台座主大僧正慈圓。○かの長歌の座主。吉水僧正の詠んだ

長歌が「棘の下に載せて有るゆゑに、かの」と云ふ。但し此の長歌は本講には略して

ある。「座主」とは比叡山延暦寺の長を云ふ。○勿來の關。奥州にある地名。○君

を都に住めとなりけり。都に住めとて君を遮るなりけり。○あふさか。近江に

ある逢阪關を、逢ふ事に引きかけていふ。○遠きとを知れ。「を」は助辭。

頼朝の薨去

かくて新院(土院御)の御位の初めつ方、正治元年正月、東アヅマにて、頭おろ

して、同じき十三日、年五十三にて、かくれにけり。治承四年より、天の下に用ひられて、二十年ばかりや過ぎぬらむ。北方は、さきに聞えつる北條四郎時政が女なり。其の腹に、をのこ二人あり。太郎をば頼家といふ。弟をば實朝と聞ゆ。

【語釋】 北方。大臣大將公卿の妻を尊稱して云ふ。女は陰なれば陰の方なる北を擧げて云ふのである。頼朝の北方は平政子とて北條時政の長女で、後に尼將軍として名高い人である。○さきに聞えつる。前に申したる。

將軍頼家

大將(朝頼)かくれて後、兄(家頼)は、やがて立ち繼ぎて、建仁元年六月廿二日從三位、同日將軍の宣旨を賜はる。またの年、左衛門督(モシノカミ)になさる。かゝれど、少しおちるぬ心ばへなどありて、やうくつはものども、乖(ツム)き乖(ツム)きにぞなりにける。

【通釋】 頼朝の薨後、長子頼家其の跡を繼ぎて從三位征夷大將軍の宣旨を賜り、翌年左衛門督に任せられ、次第に官位は昇りたれども、性輕率にして、落ち付かざる様、子などありたれば、武人どもの人望を失ひて、武人どもが次第に離反するに至つた。

時政は遠江守といひて、故大將のありし時より、私の後見なりしを、まいて今は、孫(ウヂ)の世なれば、いよく身重く、勢添ふこと限り無くて、うけはりたる様なり。子二人あり。太郎は宗時といふ。次郎は義時といへり。次郎は心も猛く、たましひ勝(マサ)れるものにて、左衛門督(家頼)をば、ふさはしからず思ひて、弟の實朝の君に附き従ひて、思ひ構ふる事などもありけり。

【通釋】 頼家の外祖父時政は遠江守と稱し、故大將頼朝の在世の時よりして、陰(カゲ)になりて其の後見を致して居たのであるが、況して今は孫の頼家の世なれば、愈々其の身分が重くなり、勢力の加はる事無限にして、萬事を一身に引受けて專行するといふ有様である。時政に二人の子があつて長男を宗時、次男を義時といふ。次男は心も勇猛にして氣力が勝れてゐたので、左衛門督頼家をば、將軍職たるに不相應であると思つて、頼家の弟實朝に隨從して、實朝を將軍にせんと、たくらむ事なども

有つた。

頼家、義時に害せらる

督カウ家頼は、日にそへて、人に乖ツクけられゆくに、いと、いみじき病をさへして、建仁三年九月十六日、年二十二にて頭おろす。世の中、残り多く、何事も、あたらしかるべき程なれば、さこそ口惜しかりけめ。稚き子の一イチ萬マンといふにぞ世をば譲りけれど、うけ引くものなし。入道は、かの病、つくろはむとて、鎌倉より伊豆の國へ温泉イテユあびに越えたりける程に、かしこの修善寺といふ所にて遂に討たれぬ。一萬も、やがて失はれけり。これは實朝と義時と、一つ心にて、たばかりけるなるべし。

【通釋】

左衛門督頼家は、日を経るに従つて、益、人望を失ひ、人に背を向けられて困難に陥り行きたるに、其の上に、最も甚しい難病まで煩ひて、建仁三年、年二十二歳にて剃髪した。世の中に、心残りの事が多く、何事にも惜しい程の年齢なれば、頼家は、さぞ残念に思つた事で有らう。頼家は、なほ幼稚なる一萬といふ子に、世を譲りたれども、一萬を奉戴することを承諾する者は無い。入道頼家は、其の病氣を療治せむとて、鎌倉より伊豆國まで温泉入浴に赴き、たる時に彼處の修善寺と云ふ温泉場にて、とう／＼討たれ、一萬も程なく殺された。これは實朝と義時と同意して、かやうに計ハカらうたので有らう。

【語釋】

かう。督カウの音便。○そむけられ。背ツを向けられる事で、即ち乖ツクかれるをいふ。○あたらしかるべき程。惜しがるべき年齢といふ事で、年なほ若きをいふ。○世をば譲り。世を治むる事を譲るといふ意で、將軍職を譲りたるを云ふ。○入道。頼家剃髪せる故に入道といふ。

將軍實朝

さて今は、偏に實朝、故大將朝頼の跡を受け繼ぎて、つかさ位クラキ、滞るこゝと無く、よろづ心の儘なり。建保元年二月二十七日、正二位せしは、閑院の内裏作れる賞とぞ聞き侍りし。同じき六年、權大納言になりて左大將を兼ネたり。左馬頭サマノカミをさへぞ附けられける。其の年、やが

て内大臣になりても、なほ、大將もとのまゝなり。父にも、やゝ立ちまさりて、いみじかりき。

【通釋】 頼家も一萬も殺されたる後に至りては、故大將頼朝の跡を繼ぐべきもの、實朝以外に無ければ、今は、一筋に實朝が頼朝の跡を繼いで、任官叙位の御沙汰も滞りなく濟みて、何事も心の儘である。建保元年正二位に叙せられたるは、閑院の内裏を造進せし賞であると聞きました。建保六年、權大納言となり左大將を兼ね、其の上に左馬頭といふ官職まで附け加へられた。其の年、やがて内大臣に昇任したれども、大將を兼ねる事は元の通りである。官位は父頼朝にも立ち勝りて、えらい事であつた。

此の大^{オ、ド}臣は大方心ばへ麗しく、猛くも、やさしくも、よろづめやすければ、ことわりにも過ぎて、武夫の靡き従ふさまも、父にも超えたり。いかなる時にかありけむ、

山は裂け、海はあせなむ世なりとも

君に二心、わがあらめやも

【通釋】 此の内大臣實朝は、要するに、其の心の趣が麗しくして、猛き方より見るも溫和なる方より見るも、萬事につけて批難すべき點無ければ、其の人望あること非常にて、武夫どもの靡き従ふさまは、父頼朝にも超えてゐる。いかなる時にか、次の歌を詠まれた。

(歌の意) 山は破裂して無くなり海は淺くなりて干^ヒ上^{アガ}るやうな混亂の世にて有りとも、天皇陛下に對し奉りて二心を懷く事が、我が身にあるべきや、否、斷じて左る事は無い。

【語釋】 めやすければ。目安ければと書いて、目に見て快きを云ふ。短所あるものを見れば、快くないもの故、其の反對に、何れの點より見ても批難すべき點なきを、目安ければと云ふ。○ことわりにも過ぎ。○ことわりとは當に然るべき道理を云ふ。故に、當に斯く有るべしと云ふ程度を過ぎて非常なるを、ことわりにも過ぎと云ふ。

實朝公曉に害せらる

時政は建保三年にかくれにし、かば、義時ぞ跡を繼ぎける。故左衛門督^(頼家)の子にて公曉^{クキヤウ}といふ大德^{ダイトク}あり。親の討たれにし事を、いか

でか安き心あらむ。いかならむ時にか(復讐)とのみ思ひ渡るに、此の内大臣また右大臣にあがりて、大饗など珍しく東にて行ふ。京より尊者をはじめ、上達部(カムダチ)殿上人多く、とぶらひいましけり。

【通釋】 北條時政は建保三年に歿したれば、長子義時が其の跡を繼いで鎌倉の執權職となつた。故頼家の子にて公曉といふ僧がゐたが、公曉は父頼家の殺されし事を聞いては、いでか平氣で居られようぞ。故に何時かは父の仇を報せんとのみ思ひわたるに、此の内大臣實朝が右大臣に昇進して、大饗宴など珍しくも關東にて行ふ事になつたので、復讐の機會が生じた。今回の大饗宴に就きて、京都よりは上客をはじめ上達部(公卿)殿上人などが多く、東下して訪問して參つた。

【語釋】 だいとこ。大徳と書く。もと徳望高き高僧を尊んで大徳と云うたので有るが、後には、一般に僧侶を大徳と云ふに至つた。こゝは即ち、それである。○尊者。位高き上客を云ふ。

さて鎌倉に遷し奉れる八幡の神社に神拜(ジンバイ)に詣づる(ガ)いと嚴めしき響(ヒビキ)なれば、國々の武士は更にもいはず、都の人々も(トヨ)騒ぎ罵るもの、見る人も多かる中に、かの大徳(トク)うち紛れて、女の眞似(マネ)をして、白きうす衣(ギヌ)ひきをり、大臣(オトド)の車より下るゝ程を、さし覘(シ)くやうに見えける。

【通釋】 鎌倉に遷し祀れる八幡神社へ右大臣實朝の參拜する儀式が、壯嚴に行はれるといふので、國々の武士は云ふに及ばず、都のもの迄も、其のお伴(トモ)を致した。是に於て其の附近の雜沓一方ならず、立ち騒ぎて高聲に罵る者あり、又、之を見物せんとて集まり來る者も澤山にあつた。其の混雜の中に、彼の僧が紛れ入りて、女の眞似をして白き薄絹の衣を、頭よりかぶり、右大臣の車より降るを、さし覘(シ)く様子であつた。これ疑もなく右大臣を殺さんと企てたのである。

【語釋】 いかめしき響。壯嚴に行はれるとの大評判。○うす衣(ウスキヌ)ひきをり。羅(ワ)の衣をひきかつぎ居たるをいふ。

過たず首を打ち落としぬ。其の程のどよみ、いみじき、思ひやりぬべし。かくいふは承久元年正月廿七日なり。そこら、つどひ集れるものども、只呆(アキ)れたるより外のこと無し。京にも聞しめし驚く。世の

中、火を消ちたるさまなり。扈從に西園寺の宰相中將實氏も下り給ひき。さらぬ人々も、泣くく袖を絞りてぞ上りける。

【通釋】 公曉は、やりそこねずして右大臣の首を斬り落した。其の時の騒ぎが、どんなに甚しかつたかは、御推量なさるが善い。斯くいふ騒動は承久元年正月二十七日に勃發したのである。是に於てか、鎌倉に集まり來りたる數多の人々は、意外の出來事に驚いて、只、呆れるのみである。京都に於ても此の事を聞いて、びつくりする。世の中は宛然火事の消えた後の様の状態である。此の儀式の扈從として西園寺宰相中將實氏も鎌倉に下つたが、此の凶變に會うて、泣くく京都へ上つた。扈從として東下したので無い人でも、涙に袖を絞つて歸京した。

【語釋】 どよみ。動搖し鳴り響くを云ふ。○そこら。數多。○火を消ちたるさま。喧擾の反動として寂寥なるを云ふ。

藤原賴經を迎へて將軍とす

(實朝) 未だ子も無ければ、立ち繼ぐべき人も無し。事鎮まりなむ程とて、故大臣の母北の方二位殿政といふ人、二人の子を失ひて、

涙干す間もなく萎れすすぐすを將軍に用ひける。斯くても、さのみは如何にて「公達一所、下し聞えて將軍になし奉らせ給へ」と、公經の大臣に申し上せければ、あへなむと思す所に、九條の左大臣道家殿のうへは此の大臣の御女なり。其の御腹の若宮(賴經)の二つになり給ふを、下し聞えむと、九條殿宣へば(公經)御孫ならむも、同じ事と思して、定め給ひぬ。

【通釋】 右大臣實朝は、未だ子も居らねば、其の跡を繼ぐべき人も無い。右大臣の母なる二位殿(政子)は、先に長子賴家を失ひ、今又、次子實朝を失ひて悲歎に沈み、涙の乾く間も無く泣き萎れてゐたが、事の鎮まる迄の世の鎮として、それを將軍に用ひた。斯く、二位殿を將軍とは致したれども、婦人を將軍に据ゑおく事は如何あらんとて、鎌倉にては太政大臣公經に向ひ、御子息一人を鎌倉に下して將軍として頂きたいと申し上げたので、公經も、それを承諾せんと思ひわたる折柄、他の候補者が評議に上つた。其の候補者は公經の外孫にて、九條左大臣道家の子なる賴經である。即ち公經の女が九條左大臣に嫁して生んだる當年二歳の賴經が其の議に上つた。

九條左大臣は「頼經を鎌倉に下して將軍と致したい」と申されたので、公經は、我が孫が將軍になるは我が子が將軍になるのと同様で有ると思し召して、それを將軍とする事に定めた。

【語釋】 さのみは如何にと。政子を將軍に据ゑおく事は如何あらんと思ひて。

○公達一所。攝家清華の子息を尊びて公達といふ。一所は御一人といふことに敬語。○下し聞え。下しの敬語。○あへなむと思す。承諾しても善いと思ふ。○道家殿のうへ。道家の室。

太政大臣公經——女(道家の室)

——頼經(鎌倉に下して將軍とす)

九條左大臣道家

○御孫ならむも同じ事と思して。將軍となる者が、我が子ならんも、我が孫ならんも、同じ事と思ひて。

其の年の六月に東に率て奉る。七月十九日に、おはしまし着きぬ。

襖褌の中の御有様は、唯形代などを齋ひたらむやうにて、萬の事、

將軍になり給へるは、これぞ始めなるべき。かの平家の亡ぶべき

世の末に、人の夢に「頼朝が後は、其の御太刀あづかるべし」と春日大明神仰せられけるは、此の今の若君の御事にこそ有りけめ。

【通釋】 其の年の六月に、二歳なる將軍頼經を關東にお連れ申す事になつて、七月十九日に到着した。將軍頼經が襖褌の中に寢てゐる有様は、まるで形代などを祭つたのと同じで有つて、將軍と敬はれては居りながらも、何事も仰せられる譯でも無ければ、萬事すべて義時の思ふまゝで有る。攝政關白の子が將軍になつたのは、之が最初で有らう。平家の亡びんとした時、或人の夢に「頼朝の後は、將軍の太刀を當方に預からう」と春日大明神の仰せられた事が有つた。藤原氏の先祖を祭れる春日大明神が、頼朝なき後には、將軍の太刀を當方に預からうと仰せられたのは、即ち此の若君(頼經)を將軍とする事を夢に知らせたもので有つたらうと思ふ。

【語釋】 襖褌。うぶぎ(赤兒に着せる着物)。○形代。神を祭る時に神靈の代りとして作りたるものを云ふ。○齋ひ。祭ること。○一の人。攝政關白をいふ。○春日大明神。藤原氏の先祖なる天兒屋根尊を祭つた神。

後鳥羽院朝權恢復を企つ

斯く世を靡かし調め行ふ事も、ほとく古きには超えたり。まめやかに、めざましき事も多くなり行くに、院のうへ(後鳥羽院)忍びて思し立つ事など有るべし。近く仕うまつる上達部、殿上人(モ軍事ニ腐心スル程ナレバ)まいて北面の下臈、西面(ニシオモテ)などいふも、皆此の方に、ほのめきたるは、旦暮弓矢兵仗の營みより外のこと無し。劔などを御覽じ知ることさへ、いかで習はせ給ひたるにか、道の者にも、稍立ち勝りて賢くおはしませば、御前にて善き悪しきなど定めさせ給ふ。かやうの紛れにて、承久も三年になりぬ。

【通釋】

斯くて鎌倉にては、義時が政治を取り賄ひ一世を風靡する有様は殆んど古に超えてゐる。本當に意外に思ふ事などが追々と多く成り行くに付けて、後鳥羽院は之を快しとせず、陰に義時誅戮の御計劃を成さる事が有つたらうと思ふ。院に近く仕ふる公卿殿上人等の文官までが軍事に腐心してゐた程であれば、北面に近い武士、西面の武士など云ふ軍人にて、院の御計劃に同意してゐる者は、明けても暮れても専ら武術の練習に心を傾けた。刀劍の利鈍などを鑑定する事までも、どうして習はれたか黒人にも勝れてゐられば、御前にて刀劍の利鈍を御鑑定なさる事もある。世の中は、こんな混雜にて承久の年號も三年となつた。

【語釋】

調め行ふ。政治を取り賄ひ處理するをいふ。○めざましき事。意外に思うて目醒むる程の事と云ふ意にて、毀譽褒貶ともに云へども、茲は悪しき事の意外なるを云ふ。○まいて。現しての音便。○北面の下臈西面。上皇の院中を警衛する武士の中にて、院の北面に伺候するを北面といひ、院の西面に伺候するを西面と云ふ。さて此の武士には上北面、下北面の二級ありて、其の下北面なるを北面の下臈と云ふ。○此の方に、ほのめきたるは。院の御計劃に同意せる武士はといふ事。「此の方は院の方をいふ。「ほのめく」は意中の、ちらく見えると云ふ意にて院の御計劃に對して賛成の意中が、ちらく外に見えるを指す。故に院の御計劃に同意せる武士といふ事になる。○弓矢兵仗の營み。武器を取扱ふ練習。○道の者。其の道の黒人にて、それを職業とする人をいふ。

四月廿日、御門(順徳院)おりさせ給ふ。春宮(仲恭)四つにならせ給ふに讓

り申させ給ふ。近頃皆この御齡にて受禪ありつれば、これも、めで
たき御行末ならむかし。同じき廿三日、院號の定めありて、今おり
させ給へる(順徳院)を新院と聞ゆれば、御兄の院(土御院)をば中の院と
申し、父御門(後鳥羽院)をば本院とぞ聞えさする。

【通釋】 承久三年四月二十日、順徳院御位を去りて、四歳になる春宮に御讓位にな
つた、これが仲恭天皇である。此の頃には皆、この幼き御年齢にて御受禪の有つた
事ゆゑ、これも行末めでたき事有らうよ。同月二十三日に院號の御治定ありて、
今回御退位なされたる順徳院を新院と申しあげ、其の御兄なる土御門院をば中院
と申し御父なる後鳥羽院を本院と申しあげる。

此の程は家實の大臣(普賢寺殿)關白にておはしつれど、御讓位の時
左大臣道家の大臣(光明峰寺殿)攝政になり給ふ。かの東(トシ)の若君の御父な
り。さても院(御鳥羽院)の思し構ふる事、忍ぶとすれど、やうく漏れ聞
えて、東(トシ)にも、其の心づかひすべからぬ。東の代官にて伊賀の
判官光季といふ者あり、かつ、彼れを御かうじの由、仰せらる
れば、御方に參る兵ども、推し寄せたるに、逃るべきやう無くて、腹
切りてけり。先づ、いとめでたしとて院(後鳥羽院)は思しめしける。

【通釋】 此の時は太政大臣家實が關白として順徳院を輔佐してゐたが、御讓位の
時には左大臣道家が攝政として幼帝に代りて政治を執られた。此の攝政家は關
東の幼君(將軍賴經)の父である。さて、後鳥羽院の御計劃なざる義時誅戮の御企は、
成るべく秘密にして包み隠さんとすれども、其の御計劃が、次第く漏れ聞える
ので、關東の方に於ても、之に對して、それく氣配りを致したものと見える。時に
關東より派遣しおきたる京都の守護職に伊賀の判官光季と云ふ者がゐた。光季
の京都を監視してゐる事が、後鳥羽院の御計劃に對して障礙物たる事は言ふまで
も無い。故に後鳥羽院が、光季を御怒りある由を、うすく仰せられたれば、朝廷方の
武夫どもは、光季を討たんとして推し寄せたるに、光季は逃るゝこと能はずして、腹
を切つて死んだ。後鳥羽院は、之を聞かれて、幸先(サイサク)が善い、誠に、めでたいと思しめさ
れた。

【語釋】 思し構ふる事。意中に思ひたくらむ事。義時誅戮の計略を云ふ。○東

さま。さまは方と書く、關東方といふ事。○かつく。御かうじの由仰せ。「かつか
つは少しく、うすく」などを意味する副詞で、茲はうすうすの意である。此の副詞
は「仰せ」に係るのである。「かうじ」は「勘じ」の音便にて勅勘(天皇の御怒り)を云ふ。後
鳥羽院は光季を御怒りあらせられて其の由を、うすく仰せられたれば、武夫どもは
御意中を察して光季を討つたのである。○めでたし。事を擧ぐるに先ちて敵黨
なる監視者を倒したれば云ふ。

東軍大擧して西上す

東にも、いみじう周章騒ぐ。(義時)さるべくて、身の失すべき時に
こそあなれと思ふ者から、討手の攻來りなむ時には、はかなき様に
て、屍曝さじ、おほやけと聞ゆとも、自らし給ふ事ならねば、かつは
我が身の宿世をも見るばかりと思ひなりて、弟の時房と泰時と
いふ一男と二人を頭として、雲霞の兵をたなびかせて都にのぼ
す。

【通釋】

關東にても、光季の討たれた事を聞いて、甚だしく恨んで騒いだ。(義時)

時節が到來したのであるとは思ひたれども、さりとて官軍の討手の攻め來らん時
に、おめくと犬死して醜き屍を曝したくは無い。たとひ官軍の征討なりとも、後
鳥羽院御自身に御出陣なさるに非ずして、君側の姦臣どもが征討に向ふのである。
故に、一つには我が身の運試しをして見るのみの事である。勝つか負けるか戦つ
て見ようと思ひ立ちて、弟の時房と長男泰時との二人を頭として、雲霞の如き多數
の兵を、雲霞の鬨く如くに引率させて京都へ上らせた。

【語釋】

さるべくて。然るべき因縁にて。○あなれ。「有るなれ」の略。○思ふも

のから。思ひながら。○はかなき様に。屍を曝さじ。脆く敗死して屍を曝すま
い。○おほけや。朝廷方の事にて官軍を指す。○かつは。一つには脆く敗死し
たくないが、又一つには成敗の運を試して見たいと云ふ意を以て「かつは」と云ふ。
○雲霞の兵。兵の多きを形容して云ふ。○たなびかせ。雲霞の長く引き連なる
を「たなびく」と云ふ。「雲霞の兵」と云ひたる縁を以て、長く連なれる大兵を引率させ
る事を「たなびかせ」と云ふ。

(義時へ) 泰時を前にするゑて云ふやう「おのれを此の度、都にまゐら

する事は、思ふ所おほし。本意の如く清き死にをすべし。人に背を見えなむには、親の顔また見るべからず。今を限りと思へ。賤しけれども義時、君の御爲に後めたき心やは有る。されば横ざまの死をせむ事は有るべからず。心を猛く思へ。おのれ打ち勝つものならば、再び此の足柄箱根山は越ゆべしなど、泣くく云ひ聞かす。誠に爾なり。又親の顔拜む事も、いと危ふしと思ひて、泰時も鎧の袖を絞る。かたみに今や限りと、あはれに心ぼそげなり。

【通釋】 義時は泰時を召して己が前に坐らせ、之を諭して云ふやう、今回、汝を上京させる事は、父に於ても感慨少からざる次第である。出陣の本意に基きて、屑く戦死するが善い。萬一、敗軍して、背を敵に見せて逃げ歸るやうの事あらんには、斷じて對面を許さぬ。故に此の對面を以て最後の對面と思へ。微賤なりとは云へども、此の義時は、君に對し奉りて未だ嘗て後暗き心は持たぬ。神明の加護あるは必定。されば横死を遂げるやうの事は無き筈。故に汝は心強く思ひて奮戦せよ。汝軍に勝つならば、再び此の足柄箱根を超えて歸つて來るが善いなど云うて、

がらに出陣の心得を云ひ聞かせる。泰時之を聞き、誠に其の通りである。再び親の顔を拜む事が出來ぬかも、知れぬと思つて、泰時も涙に噎んで鎧の袖を絞る。親も子も、互に、今が對面の最後と思つて、いかに心細げの様子である。

【語釋】 背を見えなむ。背を見せる(逃げる)こと。○後めたき心。人を欺きなどして、後の事が氣にかゝりて案じられるを云ふ。二心を懷きて、其の事の發覺を恐れ、びく／＼する杯が即ち後めたき心である。○かたみに。互に。

斯くて打ち出でぬる又の日、思ひかけぬ程に、泰時只一人、鞭を上げて馳來たり。父(義時)胸うち騒ぎて「いかに」と問ふに「軍の有るべきやう、大方の掟などをば、仰の如く其の心を侍りぬ。若し道のほとりにも計らざるに、辱くも鳳輦を先立て、御旗を揚げられ、臨幸の嚴重なる事も侍らむに參りあへらば、其の時の進退、いかゞ侍るべからむ。此の一事を尋ね申さむとて、一人馳せ侍りき」といふ。

【通釋】 斯くて出發せる翌日、思ひも寄らぬ處に泰時が只一人、鞭を上げ馬を走らせて馳せて來た。父義時はびつくりして「どうした」と尋ねたるに、泰時は「軍の掛け

引き、軍法その他、軍事に必要な掟などは、仰の如く委細心得ました。然しながら萬一、西上の途にて、意外にも陛下の御親征に會ひたらん時には、其の時の進退は如何いたすべきか。此の一事を尋ねんが爲に、一人馳せて参りましたと云ふ。

【語釋】 道のほとり。京都へ攻め上る途上を云ふ。○辱くも……参りあへらば。勿體なくも鳳輦を先立て、錦の御旗を翻し、嚴重なる儀式を以て當方へ臨幸せらるゝに會ひたらばと云ふ事で、即ち御親征に遭遇したらばと云ふ意。

義時、とばかり打ち案じて「賢くも問へるをのこかな。其の事なり。まさきに君の御輿に向ひて弓を引く事は如何あらむ。さばかりの時は兜をぬぎ弓の弦を切りて、偏に畏りを申して、身をまかせ奉るべし。さは有らで、君は都におはしましながら、軍兵をたまはせば、命を棄て、千人が一人になるまでも戦ふべし」と云ひも果てぬに(泰時)急ぎ立ちにけり。

【通釋】 義時は暫時打ち案じて「善くも大切の事を尋ねたる男兒よな。其處ちや。正に鳳輦に對して弓を引く事は如何のものぞ有らう。陛下の御親征に會ひたらん

時には、兜を脱ぎ弓の弦を切りて、偏に恐縮して罪を謝し、身命を任せ奉るが善い。若し御親征の事なくして、陛下は京都におはしながら、軍兵を差向けられたらんには、一命を賭して奮戦し、千人の者が一人になるまでも戦ふが善い」と云ひ聞かせたるに、其の詞も終らぬうちに、泰時は急いで出發した。

【語釋】 とばかり。暫時。○畏を申して。恐れ入り罪を謝して。○軍兵を賜はせば。軍兵を向けられるを指して云ふ。

官軍の防備と敗績

都にも思し設けつる事なれば、武夫ども召しつどへ、宇治勢田の橋も引かせて、敵を防ぐべき用意、心ことなり。公經の大將一人のみなむ(其ノ謀ニ與カラザリケル。公經)御孫(將軍)の事も(アレバ)さる事にて(殊ニハ公經ノ)北方(一)一條中納言能保と云ふ人の女なり。(而シテ)其の母北方(公經ノ室ノ母)は故大將(朝頼)のはらからなれば(其ノ緣故ノ爲ニ公經)一方ならず東(アツマ)を重くおぼして、さしいらへもせず、院(後鳥羽院)の御心の輕き事と、あぶなかり給ふ。

【通釋】 京都に於ても、東軍の西上は、豫期してゐたる事なれば、武夫どもを召集し、東軍の西上を遮らん爲に、其の途なる宇治の橋、勢田の橋なども切り落させて、敵の侵入を防ぐべき用意また別段である。在京の臣僚は悉く義時誅戮の計劃に同意したるに、只、公經の大將一人のみ其の謀に同意せぬ。公經は、其の孫の頼經が鎌倉の將軍となつてゐるゆゑ、關東を重く思ふのは尤もである。殊に又、公經の妻は一條中納言能保と云ふ人の女で、妻の母能保の妻は頼朝の同胞なれば、其の緣故に依て公經は一方ならず關東を重く思つてゐたので、今回の御計劃に對しては御答も致さずして、後鳥羽院の輕擧を危ふんでゐた。

【語釋】 思し。設け。心に待ち受けること、即ち豫期すること。○宇治。勢田の橋。

山城の宇治河に架けたる宇治橋、近江の勢田河に架けたる勢田橋にて、何れも東國より京都に入る要所である。○橋も引かせて。橋も引き拂はせると云ふ事で、橋を切り落とさせるを云ふ。○心。ことなり。用心が別段である。○北の方云々。頼朝の妹が能保に嫁して生みたる女が公經に嫁して一女を生み、其の一女が道家に嫁して頼經を生んだのである。故に公經より見れば、頼朝は妻の伯父であり、頼經は外孫である。茲に之を圖として示さう。



七條院(院ノ母)の御ゆかりの殿ばら、坊門(バウモン)大納言忠信、尾張中將清經、中御門大納言宗家、又、修明門院(院ノ母)の御はらからの甲斐の宰相中將範茂など、つき／＼あまた聞ゆれど、さのみは記し難し。軍にまじりたつ人々、この外の上達部にも、殿上人にもあまた有りき。御修法(ホ)ども數知らず行はる。やむことなき顯密の高僧(ノ修法)もかゝる時こそ、頼もしきわざならめ。高僧各、心を致して(修法)仕うまつる。

【通釋】 義時誅戮の御計劃に參與せるは、後鳥羽院の御母なる七條院の御姻戚の殿方(トノガタ)には坊門大納言忠信、尾張中將清經、中御門大納言宗家などがあり、又、順徳院の

御母なる修明門院の同胞なる甲斐の宰相中將範茂などが有り、之に次で數多の參與者が聞ゆれども、それまで記し難いから省いておく。軍に出る人々が、上記以外の公卿、殿上人にも數多あつた。關東調伏の祈禱があちにも、こちにも無數に行はれる。顯教(天台宗密教(眞言宗)の身分貴き高僧の祈禱も、こんな時にこそ、何人も頼みに思ふ業で有らう。依りて祈禱を頼まれて、各高僧何れも丹誠を盡して祈禱を行うた。

【通釋】 御ゆかり。御姻戚の關係あるもの。○殿ばら。男子を敬ひ呼ぶ稱。○御修法。佛力を頼みて怨敵を降伏せしむる祈禱を指す。○顯密の高僧。天台宗を顯教といひ、眞言宗を密教といふ。

(後鳥羽院)御自らも、いみじう念ぜさせ給ふ。日吉の社に忍び詣でさせ給へり。大宮の御前に夜もすがら御念誦し給ひて、御心の中に、いかめしき願どもを立てさせ給ふ。夜すこし更け鎮まりて、御社すこく、燈爐の光かすかなる程に、稚き童の臥したりけるが、俄に

【通釋】 後鳥羽院陛下御自身も痛く御修法に御意を碎かれた。陛下或時、忍びて

日吉神社へ御參詣なされて、神前に終夜御讀經なされて、御心中には、官軍を援けて下さるやうにと、嚴しき御祈願を込めさせられた。既にして夜も更け四面寂寥として御社内も、ものすこくなり、燈爐の光もかすかになりたる頃に、これまで眠り臥しむるたる稚き童が俄に愕然として震ひあがり、陛下の御前に一目散に走りゆきて、神のお告げを申上げた。

【語釋】 いかめしき願。下に見えたる如く、七社の神殿を金銀に磨きなさまむなど宣ひて、神助を祈りたることを指して云ふ。○おびえ上り。驚怖して震ひあがる。○たいまわり。走り。傍目もふらず、一目散に走る。○託宣。神靈が人に、のり移りて神意を告ぐるを云ふ。

(託宣ニ)辱くも斯く渡り坐まして憂へ給へば、聞き過し難くは侍れど、一とせの御輿振の時、(武士ニ命ッテ)情なく防がせ給ひしかば、衆徒おのれを恨みて、陣のほとりに振り棄て侍りしかば、空くし馬牛の蹄にかゝりし事は、今に怨めしく思ひ給ふるにより、此の

度の御方人は、え仕り侍るまじ。七社の神殿を金銀に磨きなさむと承るも、もはら受け侍らぬなり」と、のゝしりて、息も絶えぬるさまにて臥しぬ。

【通釋】 さて其の神託に云ふやう、勿體なくも、陛下親しく御渡御ましく、て御心配なさる事ゆゑ、御祈願の趣き、聞き棄てには致し難い事なれども、さりとして聞き入れる事の相成り兼ねる事情がある。先年、叡山の僧徒等が御輿(日吉神)を振りて京都に入りし時、朝廷にては、情なくも、武士に命じて之を防がせられたるを以て、僧徒等は神威なきを怨みて、我が神輿をば、六衛府の詰所(ツクシヨ)の邊に棄ておいて逃げ歸つた。之が爲に我が神輿は、空しく馬蹄にかけられて散々の目に遭うたのである。其の事をば今日までも怨めしく思つてゐた所で有れば、今回の御企に就いて、御味方(カ)を致して官軍を助ける譯には參らぬ。たとひ七社の神殿を金銀に磨きあげて奉納すると仰せらるるとも、御祈願の趣を聞き入れることは出来ぬ」と、聲高に述べて、童子は氣息奄々として臥した。

【語釋】 御輿振。叡山の僧徒が日吉の神輿を振り立て、京都に亂入せしを云ふ。○衆徒。僧徒の大衆。○陣。六衛府の詰所。○御方人。味方となりて加勢する人。

只御涙のみぞ出でくる。過ぎにし方、悔しう取り返さまほし。さまぐ、怠り(ま)畏まり申させ給ふ。山の御輿(ま)防ぎ奉りけむこと、必ずしも(院)自ら思し寄るにも、あらざりけめど、責一人に(歸)とつふらむ事にやと(思ハレテ)あぢき無し。

【通釋】 神託を聞かれた時の後鳥羽院の御心地は、譬へやうも無い程に、驚きあきられて、只御涙の落つるのみで有る。院は過去の事を悔しく思召されて、出来得る事ならば取返したいものぢやと思召されて、いろく、と過怠のお詫(ワビ)を申された。先年武士に命じて神輿を防ぎ奉つた事は、必ずしも院の御自ら思ひ寄られた事では有るまいけれども、下に罪科ある時は其の責任が上一人に歸すと云ふ譯で、日吉神社が院の御祈願を退けられたので有らうと思はれるが、情ない事である。

【語釋】 怠り。畏り。過怠をば畏れ入りて謝罪する。○責一人に。論語に「百姓有過、在予一人」など云ふ古語の意を取りて、下の爲せる事は、其の責任が上一人に歸す

と云ふのである。○あぢき無し。つらしなさけ無しなどの意。

中院(土御院)は、あかで位をすべし給ひしより、言コトに出でてこそ、ものし給はねど、世の(事)いと心ヤマ疚しきまゝに、かやうの御騒ぎにも、事に交マシらせ給はざ(と)めり。新院(順徳院)は(後鳥羽院ト)同じ御心にて、よろづ軍の事なども、おきて仰せられたり。

【通釋】 土御門院は、心ならずも御讓位なされたので、父帝(後鳥羽院)の御處置を陰に不快に思召されてゐたれば、御意中をば言にあらはして、彼れ是れとは申されねども、今回の事を面白からず思召されたれば、この騒ぎには一切關係なさらぬやうで有る。之と異なりて順徳院は後鳥羽院と御同心にて、軍事萬端の事などを定め仰せられた。

【語釋】 あか[○]で[○]位[○]を[○]す[○]べ[○]し。満足せずして位を退スる。心ならずも、父帝に強ひられて位を退きたるを云ふ。○世の[○]いと[○]心[○]疚[○]し[○]き[○]ま[○]ゝ。世の事今回の企が、心持よくない故に。

(此ノ時)いつの年よりも、五月サ雨ダ晴れ間なくて、富士川天龍など、えも言はず漲り騒ぎて、いかなる龍馬も、打ち渡し難ければ、攻め上る武者共も、あやしく惱めり。かゝれども、(東軍)遂に都に近づく由聞ゆれば、君の御武者も出で立つ。其の勢六萬餘騎とかや。宇治勢多へ分ち遣す。世の中、響き罵るさま、言の葉も及ばず、まねび難し。あるは深き山へ逃げこもり、遠き世界に落ち下り、すべて安げ無く騒ぎ満ちたり。如何あらむと君も御心亂れて思し惑ふ。かねては猛く見えし人々も、眞マコトの際キバになりぬれば、いと心あわたゞしく色を失ひたるさまども、頼もしげ無し。

【通釋】 此の時には例年よりも梅雨打ち續きて晴れ間なく降りたれば、東軍の西上する途々の富士川や天龍川やなどが、言語に盡されぬ程に漲り溢れ、濁浪澎湃として打ち上げ騒ぐと云ふ有様。されば、いかなる駿馬なりとも此の川を游ぎ渡らせることは容易ならぬので、東國より攻め上る軍人共も非常に困難した。さりながら、東軍は千難萬苦を侵して突進したので、遂に京都に近づいて來た。東軍接近の由が、京都に聞えたれば、朝廷方の軍人共も、之を防がんとして出軍する。其の軍

勢凡そ六萬餘騎とか云ふことで有るが、それを分ちて宇治勢多の方面へ遣す。是に於て世間は大騒ぎとなつて、驚き騒ぐ有様は實に言語にて名狀し難く、舉動にて真似がたい。或は深山へ逃げこもり、或は遠國へ落ち行きなどして、上下すべて安氣も無くして大騒ぎをしてゐる。此の結果が、どうなる事かと、君も御心配なされて、御心も亂れ思し惑ふと云ふ實況。平生無事なる時には勇猛の武夫と見えし人々も、いざ本當の戦争と云ふ間際に成れば、周章狼狽して青くなつてゐる様など、實に武士として頼もし氣が無い。

【語釋】 龍馬。駿馬と云ふに同じ。○打ち渡し。打ち超えさせると云ふとで、遊ぎ渡らせるを云ふ。○あやしう惱めり。不思議に思ふ程に甚しく困難した。○まねび難し。模倣し難い。○遠き世界。遠國と云ふが如し。○眞の際。實際の戦争といふ時。

六月廿日あまりにや、幾許の戦だに無く、遂に味方の軍破れぬ。荒磯に高潮などのさしくるやうにて、泰時と時房と亂れ入りぬ。
れば、云はむ方なく呆れて、上下只物にぞ當り惑ふ。

【通釋】 六月十日過ぎの頃で有つたかと思ふが、何程の戦争も無くして、とうとう味方の軍が破れた。海岸の荒磯に高潮の、さして來る如き勢にて、泰時と時房との二將軍が京都に亂入したれば、朝廷方のものは名狀し難い程に驚き呆れて、夢中になつて走り廻りたれば、上下ともに、只物に突き當りて、うろくしてゐる。

東軍、三上皇及び主上を遷し奉る

東より云ひおこするまゝに、彼の二人の大將軍は、からひ掟てつゝ、保元の例にや、院の上、都の外に遷し奉るべしと聞ゆれば、女院、宮々、所々に思し惑ふこと更なり。

【通釋】 關東より云ひ遣したる命令に従つて、泰時時房の二將軍は、萬事を計らひ定めてゐたるが、昔の保元の亂の時に崇徳院を讃岐に遷し奉つた先例に據つたものと見えて、後鳥羽院陛下を、京都の外に遷し奉るで有らうとの評判。それが朝廷に聞えたれば、女院方、親王方などが、此處彼處に心配し當惑して居られた事は云ふに及ばぬ。

【語釋】 女院。皇后、皇太后などを云ふ。○宮々。親王方を云ふ。○更なり。勿

論の事なれば更に云ふに及ばぬ。

本院(後鳥羽院)は隱岐の國におはしますへければ、先づ鳥羽殿へ綱代車(ツナヨリ)の怪しげなるにて、七月六日入らせ給ふ。今日を限りの御歩(アツ)き、あさましう哀れなり。ものにもがなやとおぼさるゝもかひ無し。其の日やがて御髪(ミカミ)おろす。御年四十(ヨウジ)に一二や餘らせ給ふらむ。まだいとほしかるべき御程なり。(院)信實朝臣(ノブノリ)召して御姿寫し書かせらる。七條の院へ奉らせ給はむとなり。

【通釋】 扱後鳥羽院は隱岐に御遷幸なさる事となりたれば、先づ綱代車の疎末なる車に召されて、七月六日に鳥羽殿へ入らせられたが、京都を御通行なさる事は今日を以て最後と致す事ゆゑ、其の御有様がいかにも哀れである。源氏物語に「とりかへすものにもがなや」と云ふ歌が有るが、此の歌の如く、過去の事を取りかへせるものならば善いと思しめされたれども、今や詮の無い事である。院は其の日、やがて御剃髪になる。御年は四十歳に一つ二つを越されたばかりで有らう。まだ剃髪には御氣の毒なる程の御年齢である。院は剃髪するに先ちて、信實朝臣を召して戴髪の御姿を寫生させられた。これは御母なる七條院に奉りなさらうとて寫生させられたので有る。

【語釋】 綱代車。屋形(ヤカタ)を綱代(ツナヨリ)にて張りたる車にて疎末なる車。○怪しげなる。疎末なる。○ものにもがなや。源氏物語に「取り返す物にもがなや、世の中を、ありしながらの我が身と思へば」と云ふ歌があるが、それを取りて過去の事が、若し取り返しの附くものならば善い、あんな事をば企てるのでは無かつたが、企てた後の今日となつては、最早取り返しが附かぬと歎息せられたのである。○いとほし。氣の毒。○信實朝臣。似顔を書くことに名を得たる人。

斯くて同じ十三日に(後鳥羽院)御船に奉りて、遙なる浪路を凌ぎおはします御心地、此の世の同じ御身とも思されず。いみじういかなりける代々の報いにかと怨めし。新院(順徳院)も佐渡國に遷らせ給ふ。

【通釋】 斯くて四月十三日に後鳥羽院は御船に召して遙たる海路を凌いで隱岐の島へ御遷幸なされたが、昔は榮華を極められたる御身の、今は遠島に流されるの

であれば、其の御心地の痛はしきこと、此の世の同じ御一人の身とは思はれぬ程である。誠に、如何なる前世の報いにて、こんな憂き目に遭はれる事かと思はれて、怨めしい限りである。順徳院も佐渡國に遷りなさる。

【語釋】 此の世の同じ御身。生れ變りたる後ならば兎も角も、生れ變りもせぬ同一人の御身の上と云ふこと。

まことや、七月九日、御門(仲恭)をも、おろし奉りき。此の四月(ウヅキ)かとよ、御讓位とて、めでたかりしに、夢のやうなり。七十餘日にており給へる例も、これや初めなるらむ。唐土(モロコシ)にぞ、四十五日とかや位におはする例ありけるとぞ、唐(カラ)の書讀みし人の云ひし心地する。それもかやうの亂れや有りけむ。さて上達部、殿上人、それより下、はた残るなく、此の事に觸れにし類(タゲヒ)は重く軽く罪に當るさま、いみじげなり。

【通釋】 本當に、まあ七月九日には仲恭天皇をも、帝位より退け奉つた。先帝の御讓位、今上の御即位とて、めでたい儀式の擧げられたは本年四月の事、有つたかと

思ふに、今や忽ち帝位を退けられた事は本當に夢のやうである。在位僅に七十餘日にて御退位なされた例は、これが最初で有らうと思ふ。支那には四十五日とかの間、位に居た例が有ると、支那の書籍を讀んだ人が話したやうに記憶いたす。其の支那の例も大方今回のやうな亂のあつた爲で有らうと思ふ。さて今回の企に關係した者は、上達部、殿上人は申すに及ばず、夫れより以下の者に至るまで、其の關係の輕重に従つて或は重く罪せられ、或は軽く罪せられる様は、實に痛はしい極みで有る。

【語釋】 四月。陰曆四月は卯の花の咲く月なれば卯月(ウヅキ)と云ふ。○唐土(カラ)にぞ云々。秦の第三主なる子嬰が在位僅に四十六日にして敵軍に降りし類を云ふ。

中院(土御)は、初めより知ろしめさぬ事なれば、東(アヅマ)にも咎め申さねど、父の院(後鳥羽)遙に遷らせ給ひぬるに、のどかにて都にて在らむ事、いと恐れ有りと思されて、御心もて、其の年閏十月十日、土佐の國の幡多(タタ)と云ふ所に渡らせ給ひぬ。

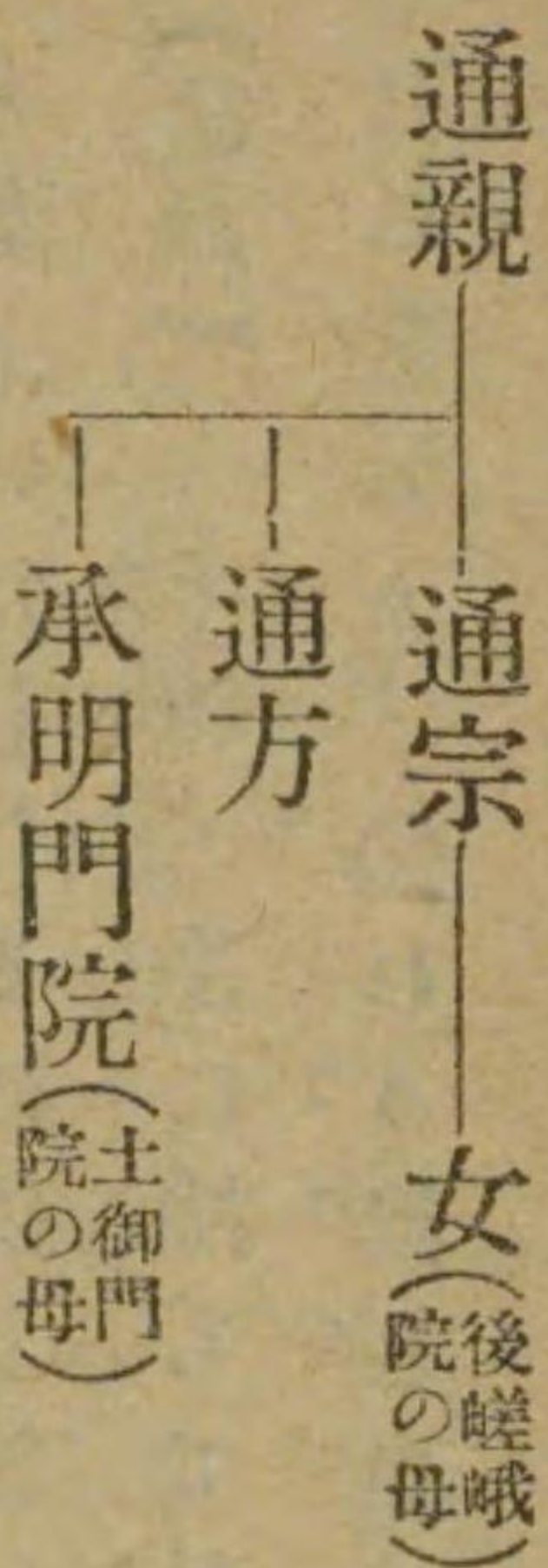
【通釋】 土御門院は今回の御企には反對の御意見なれば、最初より御承知なき事

ゆる關東にても咎め申さぬけれども、文帝なる後鳥羽院が、其の爲に遙に隱岐に遷されたる以上は子として安閑として京都に留まるのは恐縮の至りであると思召されたので、御自身よりの發意にて、其の年十月十日に土佐の幡多と云ふ所へ御遷幸なされた。

(土御門院) 去年の二月キカラギばかりにや、若宮(後嵯峨院)いでき給へり。(若宮)承明門院の御兄セツト人に、通宗の宰相中將として、若くて失せ給ひし人の女の御腹なり。やがて彼の宰相の弟に通方といふ人の家に(若宮)留め奉り給ひて、近く侍らひける北面の下藹一人、召次メシツギなどばかりぞ御供つかうまつりける。

【通釋】 土御門院には去年の二月の頃と思ふが若宮が御出生になつた。これが後に後嵯峨天皇となられた方である。若宮は承明門院(土御門院の母)の御兄なる參議中將通宗として、若くて薨せし人の女の腹に生れたのである。土御門院が今回土佐へ御遷幸なさるに就いて、通宗の弟なる通方と云ふ人の家に若宮を留めおきなされ、御自身の方には、これまで御身邊に近く侍らひ事へたる下北面の武士一人と、取りつぎの者などばかりが、御供を致して土佐へ御遷幸になつた。

【語釋】 承明門院云々。これは次の系圖で善く分る。



○北面の下藹。院廳の下北面に伺候する武士。○召次。取次を爲す召使を云ふ。(土御門院)いとあやしき御手輿にて(土佐)下らせ給ふ。道すがら、雪かきくらし風吹き荒れ、吹雪フキユキして、來し方往く先も見えず、いと堪へ難きに(院)御袖も、痛く凍りて、わり無きこと多かるに、

うき世には、かゝれとてこそ生れけめ
ことわり知らぬ我がなみだかな
せめて近き程にと、東アツマより奏したりければ、後には阿波の國に遷らせ給ひにき。

【通釋】 土御門院は實に疎末なる手輿テウオンに御して土佐に御下降になつた。其の御

道中には降雪の爲に天氣も薄暗くなり、殊に風は吹きすさみ吹雪が降りたれば、これまで來た路も見分らず、これから行く先の路も見分らぬ、其の堪へ難き苦しさに院の御袖は涙に濡れ、それが又寒氣の爲に凍りて、堪へ難く苦しい事が多きに依りて、次の御製を詠まれた。

(歌の意) 憂き世には、前世の因果により、斯る苦痛を受ける爲にとて生れて來たので有らう。左すれば苦痛を受けるのは當然の事ゆゑ、落涙して痛歎すべき事では無い。然るに思はず知らず涙の溢れることで有るが、これ實に因果の理を知らぬ我が涙にて有るぞよ。

關東にては、罪なき土御門院を其の御希望に基いて土佐に遷し奉りたる事ゆゑ、それが御氣の毒でならぬ。せめては少しにても京都に近い所に御遷りあるやうにと奏上いたしたるに依り、後には阿波の國へ御遷りなされた。

【語釋】 手輿。手に持ちて舁き行く輿。○雪かきくらし。雪降りて天氣を暗くせるを云ふ。○わり無き事。ことわり無き事、甚しき事の意であるが、茲にては甚しく苦しき事を云ふ。

承久事件の評論

さて此の度、世の有様げに、いとうたて口惜しきわざなり。あるは父の王を失ふ例だに、(古來)一萬八千人まで有りけりとこそ、佛も説き給ひためれ。まして世下りて後、唐土にも日の本にも、國を争ひて戰をなすこと、數へ盡すべからず。それも皆、一ふし二ふしのよせは有りけむ。もしは、すぢ異なる大臣、さらでも、おほやけとも成るべききざみの(者)少しのたがひめに、世に隔りて、其の怨みの末などより、事起るなりけり。今のやうに、むげの民と争ひて、君の亡び給へるためし、此の國には、いと數多も聞えざめり。

【通釋】 さて今回の世の有様を見れば、一命を失へるもの數知れず、至尊の御身すらも遠島に遷されると云ふ有様ゆゑ、實に驚歎に堪へず、残念至極の事である。釋尊の説く所を聞けば、國土王位を争ふが爲に父王を殺害したるものが、古來一萬八千人も有ると云ふ事有る。まして世下りて末世と成りたる後の事ゆゑ、唐土にても日本にても、國土争奪の爲に戰爭を爲して人を殺した事は幾度なるか數へ盡すことは出來ぬ。それ等の戰爭も皆、一かどや二かどの憑據とする理由が有つ

て企てられたので有らう。故に其の中には、血統の異なる大臣が、互に其の権利を主張して戦争と成つたも有らうし、又、天子とも成るべき際の者が、僅の相違の爲に、位に即くを得ずして世に遠ざかり、其の怨の解けざるよりして事が起つたのも有らう。故に何れも多少の理由が有る。然るに今回の事は、さうでは無い。今回のやうに、一向きの平民と一天萬乗の君と、其の身分に雲泥月豎の差ある者が争うて、一天萬乗の君の方が亡びなされたと云ふ例は、他國には、いざ知らず、我が日本國には、多く聞えぬやうである。

【語釋】 父の王云々。これは觀無量壽經を引いて云ふ。「佛は釋尊のと。○一ふし。二ふしのよせ。」よせとは頼みとする所を云ふ。舉兵に就て、一二ヶ條の憑據とする理由口實は有つたらうと云ふ事。○すぢ異なる大臣。同格の身分ながらに血統などの異なる大臣。○おほやけとも成る。天子となる。

されば承平の將門、天慶の純友、康和の義親、何れも皆猛かりけれど、宜旨には勝たざりき。保元に崇徳院の世を亂り給ひしだに、故院(後白河院)の御位にて、打ち勝ち給ひしかば、天照る御神も、みもすそ

川の同じ流と申しながら、猶、時の帝を守り給はする事は、強きなめりとぞ、舊き人々も聞えし。又、信頼の衛門督モシノカミ、おほけ無く二條の院を脅かし奉りしも、遂に空しき屍をぞ、道の邊に捨てられける。

【通釋】 されば天慶年間に亂を作した平將門、藤原純友、康和年間に鎮西に横行した源義親などは、何れも皆勇猛の武夫で有つたけれども、朝廷の宜旨には抗することを得ずして忽ち征伏せられた。前に一たび帝位に即いた事のある崇徳院が、保元年間に兵を起しなされたのでさへも、後白河院が帝位に在りて御征伏なされた。之に依りて見れば、天祖天照大御神も同一皇統の御子孫にて、輕重の別なき間柄とは申しながらも、やはり其の時の天子を守りなさる事は強いものと見えると、古き人々も物語つた。又、平治年間に衛門督藤原信頼が、其の身分の程をも顧みず勿體なくも二條院を脅し奉つたので、それも忽ち征伏せられて遂に空しき屍を路傍に捨てられるに至つた。

【語釋】 承平の將門。將門が亂を起したのは天慶二年であるから、茲に承平とあるのは誤りである。○みもすそ川の同じ流。みもすそ川は伊勢神宮の前を流れ

る川である。故に、それを取り來りて、天照大御神の御系統なる御子孫を、みもすそ川の同じ流と云うたので有る。○おほけ無く。不相應なる意にて、其の身分を顧みず不相應なることを企てたるを云ふ。

斯かれば、古りにし事を思ふにも、なほ、さりとも争でか上皇今上あまたおはします王城の、徒に亡ぶるやうやは有らむと、頼もしくこそ覺えしに、斯く、いと、あや無きわざの出で來ぬるは、この世一つの事にも非ざらめども、迷ひの愚なるまへには、猶、いとあやしかりし。

【通釋】 古來の例、斯くの如くなれば、古の例を思うて見ても、いかに東軍優勢なりとも、どうして、上皇や天皇やの數多おはします王城(京都城)が、空しく亡びる事が有らうかと、官軍方のもの一同、頼もしく思ひゐたるに、右に述べたるが如く、條理の分らぬ事が出來した。これは現世だけの原因結果では無い、前世の報いで有らうけれども、迷夢の晴れざる愚者の目には、いかに不可思議千萬の事であつた。

【語釋】 古りにし事。舊くなりたる事にて、即ち古の先例を云ふ。○さりとも。

官軍は微弱にして、東軍の優勢なる事を指して云ふ。○あやなきわざ。條理の無い事と云ふ意にて、神助を受くべき官軍が破れて、神怒に觸るべき東軍の勝ちたるを云ふ。○愚なるまへ。愚者の目前。

後鳥羽院の今昔

(後鳥羽院) 四つにて位に即き給ひて、十五年おはしましき。(位) おり給ひて後も、土佐院(土院御)十二年、佐渡院(須徳院)十一年、なほ天の下は同じ事なりしかば、すべて三十八年が程、此の國の主として、萬機の政事を、御心一つに治め、百官をしたがへ給へりし其の程、吹く風の草木を靡かすよりも、(威徳) 勝れる御有様にて、遠きを憐れび、近きを撫で給ふ御惠、雨の足よりも繁ければ、津の國のこやの、隙なき政事を聞しめすにも、難波の葦の亂れざらむ事を思ひ。

【通釋】 後鳥羽院は四歳にて御即位になりて十五年間、御在位になつた。御退位

の後も土御門院御在位の十二年間、順徳院御在位の十一年間は、後鳥羽院が院中に
て政治を聞召されたれば、御自身にて御在位なされたと同一であつたので、すべ
て三十八年間と云ふものは、日本國の主として、萬端の政治を、御心のまゝに治めら
れ、百官をば隨從せしめられた。其の當時に在りては、吹く風が草木を靡かすより
も、其の御威徳が盛であつて、遠方の者を憐み、近き者を愛撫せられる御仁惠は、雨の
落つる點滴よりも緻密に行き渡りたれば、政治を聞召されるに就ても、天下の亂れ
ないやうにと思召された。

【語釋】 吹く風の云々。御威徳の盛にして、萬民の靡き従ひたるをいふ。○遠きを
を憐れび云々。御恩澤の漏れなく行き渡れるを云ふ。○津の國のこやの隙なき
政事。津の國のこやの「は隙なき」と云ふ爲の序なれば、間隙なく行き渡れる（即ち遺
漏なく行き渡れる）政事と云ふ事の外には意味は無いのである。攝津の國の毘屋
野に在る家の葦にて葺ける如くに隙なくと云ふ意を以て斯く云ふ。○難波の葦
の亂れざらむを思しき。難波の葦の「は亂れ」と云ふ爲の序なれば、亂れざらむこと
を思召されたと云ふ事の外には意味は無い。

藐姑射の山の峯の松も、やう／＼枝を連ねて、千代に八千代を重ね
ね、霞の洞の御すまひ、幾春を経て、空ゆく月日の限り知らずの
どけくおはしましぬべかりける世を、あり／＼て、よし無き一ふ
しに、今は斯く花の都をさへ立ち別れ、おのが散り／＼に、さすら
へ、磯の苫屋に軒を並べて、自ら事問ふものとしては、浦に釣するあ
ま小舟、鹽焼く煙の靡く方をも、我がふる里のしるべにかとばか
り、ながめ過させ給ふ。

【通釋】 後鳥羽院の御所の松も、次第に繁茂して、枝と枝と相連りて、千代に八千代
を重ね、千萬年の後までも無限に安泰で有らうと思はれたる御世、換言すれば仙洞
御所の御住所は、たとひ幾春を経るとも、空行く月日の如く、無限に、長閑で御坐らう
と思はれたる御世をば、其の儘に放棄して、理由なき一擧の爲に、斯くの如く花の都
を立ち分れ、三上皇、一天皇ともに散り／＼となつて離散し、海岸の漁夫の小屋と軒
を並べて、お住みなさるやうに成つた。故に其の御住所に自然と訪ひ來る者は、浦
に釣する漁夫の小舟、又は鹽を焼く煙の靡きくるのみである。院は淋しさの餘り、
其の小舟や煙やの來るを見て、我が故郷の音信かとはかり思召されて、それを眺め

憂に沈みて其の日を過ぎせられた。

【語釋】 藐姑射の山。仙人の住む山の名である。故に之を後鳥羽上皇の御住所に譬へた。○霞の洞の御すまひ。仙人は深山の洞に住み霞を食ひて生活するものと云ひ傳へられてあるので仙人の住所を斯く云ひ上皇をば仙人に比することゆる上皇の御住所を仙洞御所といふ。○ありく。其の儘にしておいて放棄する。○よし無き一ふし。由なき一節と書いて承久の擧の無謀なるを云ふ。○さすらへ。流離する。○磯の苦屋。海岸の苦を以て屋根を葺ける小屋と云ふ事で、漁夫の住家を云ふ。

御すまひどもは、それまでと月日を限りたらむだに、明日知らぬ世の、うしろめたさに、いと心細かるべし。まいて何時を果とか廻り逢ふべき限りだに無く、雲の浪、煙の波の、幾重とも知らぬ境に、世を盡し給ふべき御すまども、口惜しと云ふもおろかなり。

【通釋】 斯る遠島の御住居は、何時までと日限の限りあるものと假定するも、老少不常の慣ひにて、明日の事が知れぬ世に在りては、後の事が心配に成りて、心細いこと

とで有らう。况んや、何時を果として其の果に逢ふべきと云ふ際限も無いのに、雲の波や煙の波やが幾重とも知れぬ程に澤山に其の間に横はりをる境(遠島)に一生を送りなさるべき御有様は口惜しと云ふも愚の事で、さぞ残念に思召された事であらう。

【語釋】 何時を果と云々。遠島の御住居期間の無期限なるを云ふ。○雲の浪云々。遠島と本土との間に幾重となく雲が横はり、煙波がたなびいてゐると云ふ事にて、其の距離の甚だ遠きを云ふ。○世を盡し給ふ。一生を此の島にて送りなさる。

此のおはします所は、人離れ里遠き島の中なり。海面よりは、少し引き入りて、山蔭に、かた添へて、大きやかなる巖の峙てるを、たよりにて、松の柱に葦ふける廊など、けしきばかり、事そぎたり。誠に柴の廬の、たゞ暫しと、かりそめに見えたる御宿りなれど、さる方に、なまめかしく、ゆるづきて、しなさせ給へり。

【通釋】 此の御住所は人の住む里を遠く離れたる島の中である。海面よりは少

しばかり引込んでゐて、山蔭に片寄せて、大きな巖を、たよりとして建てたもので有つて、松の柱を立て、葦にて屋根を葺ける廊下などが、只、有ると云ふ形ばかりにて、甚だ簡略にしてある。誠に、西行の歌にある如く、柴の廬の、たゞ暫し住む爲の、苟且の御住所のやうなれど、相應に上品にして、故ありげに造られた。

【語釋】 けしきばかり。かたばかりと云ふ事。廓などが有ると云ふ形ばかりにて、無きも同然に粗末なるを云ふ。○事そぎたり。手数を省き簡略にせるを云ふ。○柴の廬の云々。西行法師の歌に、いづくにも、生まれずばたゞ住まで有らむ、柴の廬の暫しなる世にと有るを取りて云ふ。○さる方になまめかし。相應に上品に。

水無瀬殿おぼし出づるも、夢のやうになむ。はるく見やらる
海の眺望（ニヨリ）二千里の外も残り無き心地する。今更
めきたり。鹽風のいと、こちたく吹きくるを聞しめして、

我れこそは新島守よ隱岐の海の

あらき浪風、心して吹け

同じ世に又住吉の月や見む

今日こそよそに隱岐の島守

【通釋】 後鳥羽院は、其の昔、お築きなされた水無瀬の御殿の榮華の様を思ひ出されるに就ても、今昔の差が餘りに甚しいので、夢のやうに感せられたで有らう。遙々と見やられる海の眺望によりて、伯樂天の詩に「二千里外、故人、心」とある其の詩の風情なども、残り無く思はれたで有らうなどは、今更云ふに及ばぬ事である。鹽風のいと烈しく吹き来るを聞召して次の御製を詠まれた。

（歌の意、一） 朕は新に此島に來りたる島番人である。未だ島の風物に慣れぬゆゑに、恐ろしくて成らぬ。されば隱岐の島の荒き浪風も、氣を附けて荒く吹かぬが善いぞよ。

（歌の意、二） 朕は今日こそ帝都の外に出でて隱岐の島番人と成つてをれども、今生の中に（同じ世に）何時かは復び帝都に歸つて住吉の月を見る事が出來さうなものである。

【語釋】 二千里の外云々。伯樂天の詩に「三五夜中、新月色、二千里外、故人、心あるを」取りて云ふ。十五夜の月を眺めるに就て、二千里外なる友人の心を思ふと云ふ事

である。今之を取り來りたるは、遙に海を眺めやられるに就て、色々と遠方の事(帝都の事)などを思ひ出されたて有らうと云ふ意。○今更めきたり。今更めて云ふに及ばぬ事なるに、今更之を云ふは、餘計の事である。○同じ世。死せざる中に、今生に。

(承久三年)年もかへりぬ。所々浦々(何レモ)哀れなる事をのみおぼし歎く。佐渡院(順徳)あけくれ御行をのみし給ひつゝ、猶さりとともと思さる。隱岐には(後鳥羽院)浦より遠の遙々と霞み渡れる空をながめ入りて、過ぎにし方、かき盡し思ほし出づるに、行方なき御涙のみぞ止まらぬ。

羨し、長き日影の春にあひて

沙くむあまも袖や干すらむ

【通釋】 年も元へ廻りて承久四年の春となつた。三上皇など、離れくりに浦々に御住みなされてゐたが、何れも哀れなる事のみ多かつたので、悲歎に沈まれる。佐渡に在る順徳院は、且暮、佛道御修行ばかり成されてゐたが、やは、今は、兎も角も、何時かは京都へ歸る時節も有らうと思召される。隱岐にては後鳥羽院が海邊より離れたる遠方の霞み渡りたる空を打眺めて、過去の事を漏れ無く思ひ出し、途方にくれたる御涙のみ落ち流れて止まらぬ。或時次の御製を詠まれた。

(歌の意) 長き日の春暖に遇へば、沙水を酌む海人も其の濕れたる袖を乾すこと
で有らう。それが羨しい。朕の袖は涙に濕れて乾く時が無き故に、海人の袖の乾くのが羨しい。

【語釋】 かき盡し思ほし出づ。搔き集め拾ひ盡して思ひ出す(漏れ無く思ひ出す)。但し「かき」は「搔曇る」など云ふ「かき」と同じく「盡し」に添へて云ふのみで別に意義は無い。○行方なき御涙。行方とは前途のこと。前途の事が如何に成るか知れぬ爲に、其の心配より、途方に暮れて出づる涙と云ふこと。○長き日影。長き日と云ふに同じ。

夏になりて萱草の軒端に、五月雨の雫いと所せきも、御覽じ馴れぬ御心地に、さま變りて珍しく思さる。

あやめふく萱が軒端に風過ぎて

しどろに落つる村雨の露

【通釋】 さて夏になりて、萱もて葺ける軒端に、五月雨の雫が滴り落ちる。其の場所はいと狭隘にて見苦しけれども、萱葺の軒端から五月雨の滴りおちる様などは、都にては嘗て御覽になつた事が無いので様子が變つて珍しく思召されて、次の御製を詠まれた。

(歌の意) 端午になりて、萱蒲を葺いた萱屋根の軒端に、風が吹いて通つたので、折りふし軒端に滴りゐたる村雨の露が、次第を亂して落ちるが、面白い景色である。

【語釋】 さみだれ。陰曆五月の頃に降り續く霖雨を云ふ。○所せき。所狭き。○あやめ。今日の萱蒲(シヤウフ)くさあやめを云ふ。これは端午(陰曆五月五日の節句)の時に軒端に挿して祝ふもので有る。○しどろに。順序の亂れて不揃に。○村雨。一叢(ムラ)づつ強く降り過ぐる雨。

初秋風の立ちて、世の中、いとゞ物悲しく、露けさ、まさるに、云はむ方なく思し亂る。

故郷を別路に生ふる葛の葉の

秋はくれども歸る世も無し。

【通釋】 秋風が吹き始めて、世の中は、ますます物悲しくなつたので、涙の露にて濕り勝ちなれば、名狀し難い程に悲しく思召されて、次の御製を詠まれた。

(歌の意) 故郷を立ち分れて來た其の路に生じゐたる葛の葉は、秋が來たに就いて、秋風に吹かれて翩々と裏翻るであらうが、獨り朕は、秋の來れるにも拘らず故郷に歸る事は出來ぬ。

【語釋】 別路。別れて來る路。○歸る世も無し。かへるは葛の葉の裏翻るのと、京都へ歸るのを引きかけて云ふ。

(後鳥羽院ガ)

たとしへ無く眺め萎れさせ給へる夕暮に、沖の方に、いと小さき木の葉の浮べると見えて漕ぎ來るを、あまの釣舟かと御覽ずる程に、都よりの御消息(來レト)なりけり。(後鳥羽院)墨染の御衣、夜の御衾(フスマ)など、都の夜寒に思ひやり聞えさせ給ひて、七條院(君母)より參れる御文(後鳥羽院)引きあけさせ給ふより、いとみじく、御胸もせきあぐる心地すれば、やゝためらひて見給ふに(文)

ノ詞ニ曰ク「あさましくも、斯くて、月日經にける事(三)。今日明日とも知らぬ命のうち、今一たび、争(カ)で見奉りてしがな。斯くなから(死)事(スル)は、死出の山路も越えやるべうも侍らでなむ(ナ)など、いと多く亂れ書き給へるを(後鳥羽院)御顔に推し當てよ、

垂乳根(タラチ)の消えやらで待つ露の身を

(無常)風より先に、いかで問はまし

八百萬神も憐れめ垂乳根の

われ待ちえむと絶えぬ玉の緒

【通釋】 後鳥羽院が、譬へやうも無い程に、物思ひに沈まれて悄然として居られたる夕暮に、遙の沖の方に、小さい木の葉が浮べるやうに見えて、岸の方へ漕いで來るのが有つた。それを海人の釣舟かと思つて御覽になつた所が、都からの手紙を送つて來たので有つた。其の手紙は、後鳥羽院が墨染の衣を召されて、薄い夜具に苦んで居られる御困難をば、都の夜寒に就いて思ひやらせられて、母君なる七條院より奉つたものである。院は其の手紙を御披きなされたるに、ひどく御胸が塞りて、

しやくり上げてくるので、暫時躊躇して御讀みなされたるに、其の手紙に云ふやう「斯くして月日の經過するは、淺ましい事である。今日死ぬるか、明日死ぬるかも知れぬ命なれば、命の有るうちに、今一度どうぞ御目に懸りたいものである。斯のまゝにて母子の面會も叶はずして死にたらば、思ひが残りて、冥途へも行き兼ねる事である」など云ふ事を、いろく亂れ書きに書いて有つたので、院は其の手紙を御顔に推し當て泣かれて次の御製を詠まれた。

（歌の意、一） 母君が尙死に得ずして我が身の歸るのを切に待つてゐる。母君は露の如き脆き身であれば無常の風に吹かれて何時死ぬるか知れぬ。其の無常の風の吹き來ぬ先に、何卒、母君を訪問したいものである。

（歌の意、二） 八百萬の神も憐れと思召して、都へ歸りて母君に對面する事の出來るやうにして頂きたい。今、母君は我れの歸るを待ちつけようとして、命も絶えずして待つてゐる事である。

【語釋】 墨染の御衣。黒く染めたる僧服。後鳥羽院は御剃髪なされたればいふ。○都の夜寒に云々。都にても寒きゆゑ、遠鳥にては嘸かし寒からうと思ひやられたのである。○せきあぐ。悲しくなりてしやくり上げる。○見奉りてしがな。

見奉りたいものである。○死出の山路云々。死出の山を越えて冥途へ行くことが出来ようとも思はれぬ。○垂乳根の。これは母へ係る枕詞であるが、それを轉じて母の義に用ひたのである。○消えやらで。消え得ずして死に得ずして。○われ待ちえむ。我れを待ちて面會せんと願ふ。○絶えぬ玉の緒。死なずして待ちをる命。

初雁の翼に附けつゝ、此處彼處より、哀れなる御消息のみ、常は奉るを御覽するにつけても、あさまじう、いみじき御涙の催しなり。家隆の二位は、新古今の撰者にも召し加へられ、大かた、歌の道につけて、睦じく召し使ひし人なれば、夜晝戀ひ聞ゆること限り無し。

【通釋】 使に託して此處からも、彼處からも、哀れなる御手紙のみを院に奉りたれば、院は、それを御覽なさるに就ても、あさまじく思召されて、烈しく御涙を催される。家隆の二位は、院の嘗て新古今集を勅選なされた時の撰者にも召し加へられた人で、概して歌道に就て、睦じく召し使はれた人なれば、夜晝、院を戀ひ慕ひ奉ること非常である。

【語釋】 初雁の云々。蘇武が雁の脚に書を結びつけて音信を通せしより、雁をば書信の使として書く。

(家隆ノ消息) かの(源氏物語ニ載セタル) 伊勢より須磨(源氏)に参りけむ(消息)も、斯くやと覺ゆるまで、巻き重ねて、書き連ね参らせたる(ガ)和歌所の昔の倂オモカガかずく、忘れ難うなど申して、つらき命の、今日まで侍る事の恨めしき由など、えも云はず哀れ多くて、寐醒して聞かぬを聞きて、わびしきは

あら磯なみの曉の聲

とあるを法皇も、いみじと思して、御袖いたく絞らせ給ふ。

浪間なき隱岐の小島の濱びさし

久しくなりぬ都隔てよ

木枯コカラシの隱岐カガシの杣山ソマヤマ吹きしをり

あらく、しをれて物思ふころ

【通釋】 家隆の手紙には、源氏物語に、伊勢より須磨なる源氏に奉つた手紙も、かうであつたらうかと思はれる程に、長文の手紙を巻き重ね書き連て有つたが、書中には、和歌所にて新古今集を勅撰せられし當時の俤が、いろく忘れ難いなど申して、且つ、辛^{ツラ}き命の今日まで長らへある事が却て怨めしいなど云ふ事を書き、言葉に盡されぬ程に哀れッぼくして、次の歌が書いてある。

(歌の意) 都にては荒磯波の音の聞える筈は無い。然るに遠島に在る陛下を慕ひ奉るが故にや、夜中、目が覺めると、實際には聞えもせぬ音が聞えて思ひわづらふのは、荒磯波の音の、曉に聞ゆることである。

之を御覽になつて後鳥羽院も、甚だ痛はしく思召されて御袖を涙に絞らせられ、次の御製を詠まれた。

(歌の意、一) 浪の音の間斷なき隱岐の島の濱邊の住所も久しくなつた、都を離れて茲に來りしより以來。

(歌の意、二) 木枯(秋風)が隱岐の杣山の樹木を烈しく吹くので樹木が萎れてしまふが、朕も此の頃は其の樹木の如くに痛く萎れて物思ひに沈むことである。

【語釋】 かの伊勢より云々 源氏物語の須磨の巻に、六條の御息所が伊勢の國より、須磨なる源氏の君に消息を奉りたる所に、うちおきく書き給へる、白き唐紙四五枚ばかり書き續け云々とあるを云ふ。○かすく忘れ難う。あの事も、此の事も、何もかも、忘れ難い。○聞かぬを聞き。事實に於ては聞かざる音を想像上にて聞く。浪の音は、京都に寢てゐては聞える譯は無いのに、それが聞えるやうに思ふ。○浪間なき。浪の音の間斷なき。○濱びさし。海濱の廂と云ふ事で、海濱の住所を云ふ。○木枯。秋風立てば樹木の葉が枯れる故に、秋風を木枯と云ふ。○杣山。杣人が材木を切り出す山を云ふ。

をりく 詠ませ給へる御歌どもを書き集めて(院ノ后ナル) 修明門
院へ奉らせ給ふ。其の中に、

水無瀬山、我がふる里は荒れぬらぬ

まがきは野らと人も通はで
かさし折る人も有らばや言問はむ

隱岐のみ山に杉は見ゆれど

限りあれば、さても堪へける身のうさよ

民の藁屋に軒を並べて

かやうの類^{タゲヒ}すべて多く聞ゆれど、さのみは、年の積りに、えなむ(聞
キス)。今又思ひ出せば、ついで求めて(聞エム)とて(話ヲ止メシ)。(第二新
島守をばり)

【通釋】 院の折りく御詠みなされた御歌などを書き集めて、後の修明門院へ送られた。其の中に次の歌などが有る。

(歌の意、一) 嘗て離宮として建築したる水無瀬の御殿、即ち我が故郷は、人も行き通はぬ爲に、荒れてしもうて、雖も破れて野と成つた事で有らう。

(歌の意、二) 隱岐の山に杉は見えてゐるけれども、之を折り翳^{カサ}す宮人も無い。どうぞして杉を折りかざす宮人が有つて呉れると善い、其の人に會うて話をして見たい。

(歌の意、三) 壽命には限り有りて、自由に伸縮し得ぬものゆゑ、こんな思ひを致して居りながらも、壽命が堪へ續いてゐるのは、却て身の苦痛である。民の藁屋と

軒を並べて住んでゐるなどは、詫^ワしさの極なれば、早く死にたいと思ふけれども、死にえずしてゐるのは身の不運である。

右の類の歌が多く聞えたれども、それ等は老年の爲に忘れたれば、申しあげぬ。其の中に思ひ出したならば、都合よき序を求めて、申し上げよう」とて、老尼は話を止めた。

【語釋】 修明門院。後鳥羽院の后にて順徳院の母。

大鏡増鏡選釋終

315
161

